

# 了鳥取県公報

平成18年3月31日(金) 号外第54号

每週火:金曜日発行

目 次

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (32) (行政経営推進課) .......................3 規

-----公布された規則のあらまし-----

鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
  - 組織改正等に伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
  - (1) 組織改正による改正

東部総合事務所及び八頭総合事務所の新設その他の組織改正に伴い、規定を整備。

- (2) 公文書に関する事務に係る事務処理権限の区分を次のように改める。
  - ア 告示、公告その他の公文書の公示について、地方機関の所管に係る指定管理者に関するもの (地方 機関の長専決)を追加。
  - イ 通達等の軽易なものについて、法令により知事の名において処理することが求められる定型文書 (報酬等の支払調書及び公用車の継続検査申請書に限る。) (課長専決及び地方機関の長専決) を追 加。
  - ウ 鳥取県個人情報保護条例に関する事務について、次の事務等を追加。
    - (ア) 個人情報取扱事務の登録等について、地方機関が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報 に係るもの (地方機関の長委任決裁) を追加。
    - (イ) 事案の移送の決定を、次のとおり新設。

区分	決裁権者
本庁管理の個人情報に係るもの	重要なもの 部長委任決裁
	軽易なもの 課長委任決裁
地方機関管理の個人情報に係るもの	地方機関の長委任決裁

(ウ) 個人情報の利用停止請求に対する決定及び期間の延長を、次のとおり新設。

区分	決裁権者
特に重要なもの	知事決裁
本庁管理の個人情報に係るもの	重要なもの部長委任決裁
	軽易なもの 課長委任決裁

地方機関管理の個人情報に係るもの

地方機関の長委任決裁

- (3) 事務管理及び庶務に関する事務に係る事務処理権限の区分を次のように改める。
  - ア 事務又は事業についての計画又は実施方針の決定の重要なもの及び軽易なものについて、地方機関が要求した予算に係るもの(地方機関の長委任決裁)を追加。
  - イ 知事の名において締結することが適当な協定書、覚書等の締結について、指定管理者との協定書 (部長専決及び地方機関の長専決)を追加。
  - ウ 後援名義使用の承諾を、次のとおり追加。

区分	決裁権者
別に定める基準に適合し、直近3年間に実績が	部長委任決裁
ないもの	
別に定める基準に適合し、直近3年間に実績が	課長委任決裁
あるもの	
別に定める基準に適合し、事業等がおおむねー	地方機関の長委任決裁
の総合事務所の所管区域に限られるもの (総合	
事務所に限る。)	

- エ その他の事務の重要なもの及び軽易なものに地方機関の所管に係る指定管理者に関するもの (地方機関の長専決) を追加。
- (4) 組織及び人事管理に関する事務に係る事務処理権限の区分を次のように改める。 
  庶務を集中処理するため、規定を整備。
- (5) 指導監督に関する事務に係る事務処理権限の区分を次のように改める。
  - ア 許可等その他の行政処分の重要なもの及び軽易なものについて、地方機関の所管に係る指定管理者 に関するもの (地方機関の長専決) を追加。
  - イ 検査等その他の監督の重要なもの及び軽易なものについて、地方機関の所管に係る指定管理者に関するもの (地方機関の長委任決裁) を追加。
  - ウ 鳥取県行政手続条例に関する事務に次の事務等を追加。
    - (ア) 申請者以外からの意見の聴取等について委任決裁を、次のとおり追加。

区分	決裁権者
部長に委任された事務に係るもの	部長委任決裁
局長に委任された事務に係るもの	局長委任決裁
課長に委任された事務に係るもの	課長委任決裁
地方機関の長に委任された事務に係るもの	地方機関の長委任決裁

- (イ) 事前協議期間の設定等 (部長専決) を新設。
- (6) 争訟等に関する事務に係る事務処理権限の区分を次のように改める。 告発に関するものについて、軽易なもの(部長専決)を追加。
- (7) 補助金等及び会計に関する事務 (本庁における会計に関する事務) に係る事務処理権限の区分を次のように改める。

補助金等に係る事務について地方機関の長による決裁区分を次のとおり追加。

区分	決裁権者
交付要綱の決定、変更及び廃止の重要なもの及び軽易なもの	地方機関が要求した予算に係るもの

3

交付の決定、交付の承認、交付の取消し、返還命令その他の	地方機関の長委任決裁
処分	
概算払の決定	
検査の実施	

(8) 公有財産の管理に関する事務に係る事務処理権限の区分を次のように改める。 鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例に関する事務を、次のとおり追加。

区分	決裁権者
職務発明の認定及び特許を受ける権利等の県への承継の決定	知事決裁
特許審査請求をしないこと又は特許権の継続保有の放棄の決	
定	
特許出願若しくは特許を受ける権利の承継の届出又は特許権	課長専決
の移転の登録	
特許権の実施の許諾	

(9) 法令等の制定改廃等による改正

障害者自立支援法の制定その他の根拠法令の制定改廃等に伴い、規定を整備。

- (10) その他所要の規定の整備を行うこと。
- 4 施行期日等
  - (1) 施行期日は、平成18年4月1日とする。ただし、(9)の一部は、同年10月1日とする。
  - (2) 鳥取県労働委員会事務局組織規則について所要の改正を行う。

規	則
規	則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善博

# 鳥取県規則第32号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県事務処理権限規則 (平成8年鳥取県規則第32号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下この条において「削除別表細目」という。)を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下この条において「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下この条において「改正部分」という。) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (別表の細目の表示及び追加

別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改 正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に 対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の 表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、 当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正後表を削り、 改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

水産振興室、市場開拓室、地産地消推進室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。

(12) 課内室長等 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる情報システム管理室、<u>草の根自治支援室、公</u> (12) 課内室長等 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる情報システム管理室、<u>注制室</u>、営繕室、給与 <u>益法人・団体指導室、県史輸さん室、</u>営繕室、絵与管理室<u>、行政情報管理室</u>、市町村税制支援室、<u>市町村</u> 管理室、市町村税制支援室、<u>鳥取砂丘室</u>、地域生活支援室、<u>環境管理推進室</u>、地球温暖化対策室<u>、水環境</u> <u>振興室</u>、地域生活支援室、<u>地域医療推進室</u>、地球温暖化対策室、環境産業育成室、企画推進室、産学官連 携推進室、機械素材研究所、食品開発研究所、雇用政策室、企画調整室、地域農業基盤室、林産振興室、

ては、当該課の長があらかじめ定めた上席の吏員をいう。

(14) 部長、局長又は課長 それぞれ組織規則第16条第1項の規定により置かれる部等、局又は課の長をい (14) 部長、局長又は課長 それぞれ組織規則第15条第1項の規定により置かれる部等、局又は課の長をい う。

## (専決事項)

する本庁の部長の専決事項を人権局長、庶務集中局長又は水産振興局長の専決事項とみなす。

表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。

4~7略

## (委任決裁事項)

- 2 前項の規定にかかわらず、正当決裁権者は、別表第1から別表第3までに掲げる事項(知事並びに本庁の 2 前項の規定にかかわらず、正当決裁権者は、別表第1から別表第3までに掲げる事項(知事並びに本庁の 部長、人権局長、<u>庶務集中局長</u>、水産振興局長及び本庁の課長に係るものに限る。) のうち特に必要がある 部長、人権局長、水産振興局長及び本庁の課長に係るものに限る。) のうち特に必要があると認める事項に と認める事項について、正当決裁権者があらかじめ定める<u>職員に正当決裁権者の名において決裁させること</u>
- <u>権者の名において決裁させること</u>としたときは、その内容を速やかに知事に報告するものとする。
- 4 前4項の規定にかかわらず、知事は、別表第1に掲げる事項(公文書に関する事務に限る。)のうち特に 4 前3項の規定にかかわらず、知事は、別表第1に掲げる事項(公文書に関する事務に限る。)のうち特に 軽易なものについては、正当決裁権者があらかじめ定める職員に委任する。

のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

本庁又は地方機関の	正当決裁権者	第 1 順位者	第2順位者
別			
1 本庁	(1)及び(2) 略		
	(3) 部長	次長 (次長に相当するものを	主務課長
		含む。以下この表において同	
		<u>じ。)</u> を置く <u>部等</u> 次長又は	
		局長	
		次長を置かない <u>部等</u> 主務課	
		長	
	(4) 局長	主務課長	
	(5) 略		
2 地方機関	(1) 次長及び課を置く地方	次長	主務課長
	機関の長		
	(2) 次長を置く地方機関の	次長	
	長		
	(3)及び(4) 略		
2 T3 7 K 2 RS			

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

改正前

(1)~(11) 略

室 (環境政策課の内部組織であるものに限る。)、環境産業育成室、企画推進室、産学官連携推進室、企業 立地推進室、機械素材研究所、食品開発研究所、雇用政策室、企画調整室、普及技術指導室、和牛全共室、 地域農業基盤室、林産振興室、林業専門技術員室、水産振興室、地産地消推進室、高速道路推進室及び工 事検査室の長をいう。

(13) 総括補佐 組織規則第16条第5項に規定する課長補佐(同条第6項の規定により課長補佐を2名以上 (13) 総括補佐 組織規則第15条第2項に規定する課長補佐(同条第3項の規定により課長補佐を2名以上 置く場合にあっては、当該課の事務を総括する課長補佐)をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあっ 置く場合にあっては、当該課の事務を総括する課長補佐)をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあっ ては、当該課の長があらかじめ定めた上席の吏員をいう。

### (専決事項)

第4条 本庁の部長、課長及び総括補佐並びに地方機関の長の共通の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務 第4条 本庁の部長、課長及び総括補佐並びに地方機関の長の共通の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務 権局長、庶務集中局長又は水産振興局長が処理することが適当である事項については、それぞれ同表の該当権局長又は水産振興局長が処理することが適当である事項については、それぞれ同表の該当する本庁の部長 の専決事項を人権局長又は水産振興局長の専決事項とみなす。

3 人権局、<u>佐務集中局</u>及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び謀長の個別の専決事項は、それぞれ、別 3 人権局及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び謀長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務 処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。

## (委任決裁事項)

ついて、正当決裁権者があらかじめ定める<u>吏員</u>に<u>専決させること</u>ができる。

- 3 前項の規定により本庁の部長、人権局長、庶務集中局長、水産振興局長及び本庁の課長が事務を正当決裁 3 前2項の規定により本庁の部長、人権局長、水産振興局長及び本庁の課長が事務を専決させることとした ときは、その内容を速やかに知事に報告するものとする。
  - 軽易なものについては、本庁の課又は地方機関の内部組織の長に委任する。

## (代決)

第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める吏員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄 第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める吏員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄 の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在 の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在

本庁又は地方機関の	正当決裁権者	第 1 順位者	第2順位者
別			
1 本庁	(1)及び(2) 略	•	•
	(3) 部長	次長を置く <u>部</u> 次長又は局長	主務課長
		次長を置かない部 主務課長	
	(4) 局長 (文化観光局長を	主務課長	
	除く。)		
	(5) 略		
2 地方機関	(1) 次長、副局長又は副所	次長、副局長又は副所長	主務課長
	長及び課を置く地方機関の		
	長		
	(2) 次長、副局長又は副所	次長、副局長又は副所長	
	長を置く地方機関の長		
	(3)及び(4) 略		

2及び3 略

1	事 項			Ī	事 務	処理	里権	限の	区	分				事	項			Ī	事 務	処理	里権	権限の区分				
				専汐	・権	者		委任	壬決	裁柞	雀者						1	専 沙	央 権	者		委任	任決	裁析	<b>全者</b>	
種 類	内 容	知事		課長		地方機関の長	副知事	褫	脹	課長		地が機関の長	種類	内	容	知事		課長		地方機関の長	副知事	部長	脹		総括 地方	
	1~3 略													1~3	略											
書で関する事務	4 告示、公告そのかの公文書の公示 の公文書の公示 (一) (二)以外のご の (二) 地力機関のご 管ご係る指定管理 者に関するもの	5 Fi		0		<u>o</u>							書で関する事務		、公告その他 書の公示			0								
_	5 適盛 申請、進、 高中、 道虹、 照然、 同答、 報告、 战、 回答、 報告、 战、 回答 十 2 1 3 8 6 6 7 2 5 6 6 6 7 2 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6		0	0		<u>O</u>								、副牌 、図 (一) いが (1) も (2)	は、単議、進達と、通知、無会は、一種は、無会は、解告のに、解告のに対し、知事のに対し、知事のに対し、知事の名ことが、知事のものにある。  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	0	0								
	####################################			0				0	0	0		0		の (1) 長 事 (2) 事 イロ	(一)以外のも 地が機関か はご委任された ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・							0	0	0	C	
	6 鳥取県個人情報 護条例 (円成11年) 取規条約第3号) 規定する知事の都 に属する事務のうち 次に掲するもの (一) 同条約節63 の規定による個 情報度度等のの 強又は登録の変 若しくは特別 (1) 地方機関 要求した子第 係る事業で限 扱う個人情報 係るもの (2) (1)以外	最こ長の 多人美国 高三川三						0				<u>o</u>		護和果定すれた。	県個人情報経 (中級1年息) (中級1年息) (中級1年息) (中級1年息) (中級1年息) (日級1年8年 (中級1年8年) (日級1年8年) (日級1年8年) (日級1年8年) (日級1年8年) (日本1年8年)							0				
	もの (二) 同条例第46 の規定による協 情報の掲示請款 対する決定、不 任通知及の期間 延長並びに同終 第18条の2の規 による開示請款 担在する決定 (1) 本行う管託	をして学り利官と												の 情報 対す 在通 延長	同条例第14条 定定よる個人 か用示請求に る決定、不存 免吸び期間の											
	している個人 報ご係るもの イ 重要なもの ロ 軽易なもの	有り						0		0				し 報 イ	ている個人情報に係るもの 重要なもの 軽易なもの							0		0		

平成18年3月31日 金曜日 取県公報 6 鳥 (号外)第54号 管理している個 管理している個 人情報に係るも 人情報に係るも (三) 同条例第18条 の3第1項及び第 24条の2第1項の 規定による事案の 移送の決定 (1) 本方が管理 している個人情 報ご係るもの イ 重要なもの 0 0 ロ 軽易なもの (2) 地方機製が 0 管理している個 人情報ご係るも <u>(四)</u> 同条例第19条 <u>(三)</u> 同条例第19条 0 第1項の規定によ 第1項の規定によ る口頭により開示 る口頭こより開示 請求ができる個人 請求ができる個人 情報の決定 (四) 同条例第23条 第1項及び第2項 情報の決定 (五) 同条例第23条 第1項及び第2項 の規定による個人 の規定による個人 情報の訂正請求こ 情報が訂正請求に 対する決定及び期 対する決定及び期 間の延長 間の延長 (1) 特に重要な ○ (1) 特に重要な 〇 もの もの (2) (1)以外の (2) (1)以外の もの もの イ本方が管理 イ本庁が管理 している個人 している個人 情報に係るも 情報に係るも の (イ) 重要な (イ) 重要な もの もの (ロ) 軽易な (ロ) 軽易な 0 ものロ 地が機場が もの ロ 地方機関が 0 0 管理している 管理している 個人情報ご係 個人情報ご係 るもの るもの (六) <u>同条例第24条</u> の6第1項及び第 2項の規定による 個人情報の利用停 止請求に対する決 定及び期間の延長 (1) 特に重要な 〇 <u>もの</u> (2) (1)以外の もの イ 本分管理 している個人 情報に係るも <u>の</u> (イ) 重要な 0 (ロ) 軽易な 0 もの ロ地が機関が 0 個人情報ご係 るもの (七) 同条例第29条 及び第30条第4項 (五) 同条例第29条 及び第30条第4項 の規定による個人 の規定による個人 情報の取扱いの是 情報の取扱いの是 正の申出又は再申 正の申出又は再申 出に対する処理 出に対する処理 特に重要な
 もの 特に重要なもの (2) (1)以外の (2) (1)以外の もの イ 本方が管理 している個人 もの イ 本庁が管理 している個人 情報に係るも 情報に係るも (イ) 重要な 0 (イ) 重要な 0 もの (ロ) 軽易な もの もの (ロ) 軽易な もの 0 0 口 地方機関が 0 ロ 地方機関が 管理している 個人情報に係 管理している 個人情報に係 るもの るもの 7 鳥取県情報公開条 7 鳥取県情報公開条 例(平成12年鳥取県 例(平成12年鳥取県 条例第2号) に規定 条例第2号) に規定 する知事の権限に属 する知事の権限に属

取県公報 平成18年3月31日 金曜日 鳥 (号外)第54号 7 する事務のうち次に する事務のうち次に 掲げるもの 掲げるもの (一) 同条例第7条 (一) 同条例第7条 第1項の規定によ 第1項の規定によ る公文書の開示請 る公文書の開示請 求に対する決定 水に対する決定 (1) 特に重要な ○ (1) 特ご重要な 〇 もの (2) (1)以外の (2) (1)以外の もの イ 本庁が保有 もの イ本庁が保有 している公文 している公文 書ご係るもの (イ) 会調 書に係るもの (イ) 全部開 示の決定 示の決定 0 0 a 重要な もの a 重要な もの b 軽易な 0 b 軽易な もの (ロ) 部分開 もの (ロ) 部分開 示の決定、 示の決定、 非開示の決 定、文書不 非開示の決 定、文書不 存在の決定 存在の決定 並びた存否に答答で 並びに存否 応答指否の 決定 a 部分開 示の決定 決定 0 a 部/開示の決定 0 及び射開 及び射開 示の決定 示の決定 のうち、 のうち、 知事が別 知事が別 に定める特定の非 に定める 特定の非 開示情報 開示情報 を排開示 を排開示 とするも とするも b a以外 〇 のもの b a以外 〇 のもの ロ地が機関が ロ地が機関が 保有している 公文書ご係る 保有している 公文書に係る (イ) 全部開 (イ) 全部開 0 示の決定 示の決定 (ロ) 部/開 示の決定、 非開示の決 示の決定、 非開示の決 定、文書不 定、文書不 存在の決定 並びご存否 存在の決定 並びて存否 応答拒否の 応答拒否の 決定 a 部分開 示の決定 決定 a 部分開 示の決定 及び射開 示の決定 及び射開 示の決定 のうち、 のうち、 知事が別に定める 知事が別 に定める 特定の非 特定の非 開示情報 開示情報 を排開示 を排開示 とするも とするも の b a以外 〇 のもの の b a以外 〇 のもの (二) 同条例第7条 (二) 同条例第7条 第2項の規定によ 第2項の規定によ る決定期間の延長 る決定期間の延長 並び口条第4項 及び同条第4項の 及び第5項の規定 による期間の延長 規定による期間の 延長の特例の決定 の特例の決定 (1) 特ご重要な ○ (1) 特ご重要な ○ もの もの 0 (2) (1)以外の (2) (1)以外 もの もの (三) 同条例第39条 (三) 同条例第39条 第3項の規定によ 第3項の規定によ る出資法人に対す る出資法人に対す る指導 る指導 重要なもの
 軽易なもの 0 0 (1) 重要なもの (2) 軽易なもの 8 略 事務 1 略 事務 1 略 管理及 管理及 び庶務 2 事務又は事業こつに関す いての計画又は実施 び庶務 2 事務又は事業こつ に関す いての計画又は実施

鳥取県公報 8 平成18年3月31日 金曜日 (号外)第54号 持め決定 る事務 がかけた (一) 特に重要なも ○ (一) 特に重要なも ○ Ø (二) 重要なもの (二) 重要なもの 0 <u>イ</u> ロ以外のもの 0 口 地场機動 要 0 求した予算に係 るもの (三) (二)のうち局 長が処理すること  $\circ$ (三) (二)のうち局 長が処理すること が適当であるもの が適当であるもの (四) 軽易なもの (四) 軽易なもの 0 <u>イ</u> ロ以外のもの ロ 地方機関が要 0 0 求した子算に係 るもの 3~12 略 3~12 略 13 協定書、覚書その 13 協定書、覚書その 他これらに類するも 他これらに類するも のの締結 のの締結 (一) 知事の名にお いて処理すること (一) 知事の名に いて処理すること が適当であるもの (1) 特に重要な 〇 が適当であるもの (1) 特に重要な ○ もの (2) 重要なもの もの (2) 重要なもの 0 <u>イ</u>指定管理者 との協定書 (イ) 地方機関の所管に 係るもの (ロ) (イ)以 外のもの 0 ロイ以外のも <u>の</u> (二) (一)以外のも (二) (一)以外のも の (1) 地方機関の (1) 地方機関の 長に委任された 長に委任された 事務に係るもの 事務に係るもの (2) (1)以外( (2) (1)以外( 事務に係るもの 事務に係るもの イ 重要なものロ 軽易なもの イ 重要なもの 0 0 ロ 軽易なもの 14 知事の名において 14 知事の名において 処理することが適当 処理することが適当 な寄稿 な寄稿 15 後援名義使用の承 諾 イ 知事が別に定め る基準ご適合し、 直近3年間ご実績 がなもの ロ知事が別に定め る基準に適合し、 直近3年間ご実績 があるもの ハ 知事が別に定め る基準に適合し、 事業等がおおむれ の総合事務所の 所管区域ご限られ るもの (総合事務 那郷る。) 16 1から15に掲げる <u>15</u> 1から<u>14</u>に掲げる もののほか もののほか (一) 特に重要なも ○ (一) 特に重要なも ○ (二) 重要なもの 0 0 0 管ご係る指定管 理者に関するも <u>の</u> (三) 軽易なもの (三) 軽易なもの 0 
 イ
 ロ以外のもの

 ロ
 地方機関の所
 0 0 管に係る指定管 理者に関するも 三 組織 1~3 略 三 組織 1~3 略 及び人 及び人 事管理 4 内国旅行の旅行命 4 内国旅行の旅行命 事管理 令その他の勤務命令 令その他の勤務命令 に関す に関す 及びその復命の受理 る事務 及びその復命の受理 0 0 (一) 副知事に係る (一) 副知事に係る もの もの

平成18年3月31日 金曜日 取県公報 鳥 (号外)第54号 る知事の権限と属す る知事の権限と属す る事務のうち次に掲 34条の規定による公 げるもの 益法人の設立の許可 (一) 同法第34条の 規定による公益法 人の設立の許可 (二) 同法第38条第 0 2項の規定による 定款の変更の認可 (三) 同法第67条第 0 2項又は第3項の 規定による業務の 監督上心要な命令 等 (四) 同社第71条の 規定による公益法 人の設立許可の取 消し (五) 同社第72条第 2項の規定による 残余財産の処分の 許可 (六) 同社第77条第 1項の規定による 解散の届出等の受 0 (七) 同社第83条の 規定による清算結 了の届出の受理 6 略 6 略 7 鳥取県行政手続条 例(平成6年鳥取県 7 鳥取県行政手続条 例(平成6年鳥取県 条例第34号)に規定 条例第34号)に規定 する知事の権限に属 する知事の権限に属 する事務のうち次に する事務のうち次に 掲げるもの (一) 同条例第5条 掲げるもの (一) 同条例第5条第1項の規定によ 0 第1項の規定によ る審査基準の設定 る審査基準の設定 (二) 同条例第6条 の規定による標準 (二) 同条例第6条 の規定による標準 処理期間//設定 処理期間の設定 (三) 同条例第10条 の規定による申請 (三) 同条例第10条 の規定による申請 0 者以外からの意見 者以外からの意見 の聴取 (1) 部長に委任 の聴取 0 された事務に係 <u>るもの</u>
(2) 局長に委任 された事務に係 0 <u>るもの</u> (3) 課長に委任 された事務に係 <u>るもの</u> (4) 地方機関の 長に委任された 0 事務に係るもの (5) (1)から( 4)までに掲げ 0 るもの以外のも (四) 同条例第12条 0 (四) 同条例第12条 0 第1項の規定によ る処分基準の設定 第1項の規定によ る処分基準の設定 (五) 同条例第13条 (五) 同条例第13条 0 第1項第1号の規 第1項第1号の規 定による聴聞の実 定による聴聞の実 (1) 部長に委任 0 された事務に係るもの (2) 局長に委任 された事務に係るもの (3) 課長に委任 された事務に係るもの (4) 地方機関の 0 長に委任された事務に係るもの (5) (1)から( 4)までに掲げるもの以外のも 0 (六) 同条例第13条 (六) 同条例第13条 0 第1項第2号の規 第1項第2号の規 定による弁明の機 定による弁明の機 会の付与 会の付与 (1) 部長に委任

鳥取県公報 平成18年3月31日 金曜日 (号外)第54号 11 された事務に係 るもの (2) 局長に委任 0 された事務に係 るもの (3) 課長に委任 0 された事務に係るもの (4) 地方機関の 0 長こ委任された 事務ご係るもの (5) (1)から( 0 4)までに掲げ るもの以外のも (七) 同条例第34条 0 の2第1項の規定 による事前協議期 間の設定 (八) 同条例第34条 0 の3第2項の規定 による事前協議の 処理ご関する異議 の申出への対応 (七) 同条例第35条 の規定による複数 (九) 同条例第35条 の規定による複数 の者に対する行政 の者に対する行政 指導に共通してそ 指導に共涌してそ の内容となる事項 の内容となる事項 の設定 の設定 (1) 部長に委任 0 された事務に係 るもの (2) 局長に委任 0 された事務に係 るもの (3) 課長に委任 0 された事務こか かるもの (4) 地方機関の 0 長に委任された 事務に係るもの (5) (1)から( 4)までに掲げ 0 るもの以外のも <u>の</u> (十) 同条例第39条 第4項の規定によ る書類提出につい ての異議の申出へ の対応 (十一) 同条例第43 条第4項の規定こ 0 よる県民からの依 頼ぶじないこと についての異議の 申出への対応 8 略 8 略 五 争訟 1 審査請求その他の 等ご関 不服申立て、訴えの 五 等訟 1 審査請求その他の ○ 等ご関 不服申立て、訴えの 不服申立て、訴えの 提起又は和解、あっ 不服申立て、訴えの 提起、告発又は和解 する事 する事 せん、調停若しくは 仲裁ご係る決定 、あっせん、調停若 しくは仲裁に係る決 務 務 1の2 告発ご関する (1) (2)以外のも 0 0 (2) 軽易なもの 2~9 略 2~9 略 六 略 七補助 1補助金、交付金、 七補助1補助金、交付金、 負担金、貸付金、利 子補給金その他の財 負担金、貸付金、利 子補給金その他の財 金及び 金及び 会計に 会計に 関する 政援助金に係る事務 関する 政援助金に係る事務 事務 のうち次に掲げるも 事務 のうち次に掲げるも (一) 交付要綱の決 (一) 交付要綱の決 定、変更及び廃止 定、変更及び廃止 (1) 特に重要な 0 (1) 特に重要な もの もの (2) 重要なもの (2) 重要なもの 0 イ 地方機関が 要求した予算 に係るもの 0 ロイ以外のも 0)

取県公報 平成18年3月31日 金曜日 鳥 (号外)第54号 12 (3) 軽易なもの (3) 軽易なもの イ 地力機関が 0 要求した子算 <u>に係るもの</u> ロ イ以外のも 0 <u>の</u> (二) 交付の決定、 (二) 交付の決定、 交付の承認、交付 交付の承認、交付 の取消し、返還命 の取消し、返還命 令その他の処分 令その他の処分 (1) 特に重要な (1) 特に重要な ○ もの (2) 重要なもの もの (2) 重要なもの イ部長が別に 0 0 イ 部長が別に 0 0 定めるもの 定めるもの ロイ以外のも ロイ以外のも 0 (イ) 地方機 0 別週まし た子算に係 るもの (ロ) (イ)以 外のもの 0 (三) 概算4の決定 (三) 概算仏の決定 0 (1) 部長が別に (1) 部長が別に 定めるもの 定めるもの (2) (1)以外 (2) (1)以外の 0 もの <u>イ</u> 地方機関が もの 0 要求した子算 に係るもの 0 ロイ以外のも (四) 検査の実施 (四) 検査の実施こ 係る通知 (1) 部長が別に 0 (1) 部長が別に 定めるもの (2) (1)以外の 定めるもの (2) (1)以外の 0 もの 1 地方機関が 0 要求した予算 に係るもの 0 口 化外のも 0) 2 会計に関する事務 (一) 地方機関に令 2 会計に関する事務 (一) 地方機関に令 0 0 達された予算の執 達された予算の執 行その他地方機関 行その他地方機関 における会計で関 における会計に関 する事務 (二) 本穴こおける 会計に関する事務 する事務 (二) 本穴でおける会計に関する事務 (1) 支出負担行 (1) 支出負担行 為(地方自治法 施行令第160条 為(地方自治法 施行令第160条 の2第2号ご掲 の2第1項第2 げる経費の債務 が確定する前に 引ご掲げる経費 の債務が確定す 包括的に行う支 る前に包括的に 出負担行為を除 行う支出負担行 為を除く。) イ 1件2,000 く。) イ 1件2,000 万円以上のも 万円以上のも (イ) 部長が 0 (イ) 部長が 別に定める 別に定める もの もの (口) (イ)以 0 (口) (イ)以 0 外のもの ロ 1件2,000 外のもの ロ 1件2,000 0 0 万円未満のも 万円未満のも の (2) 支出命令( の (2) 支出命令( 地方自治法施行 地方自治法施行 令第160条の2 令第160条の2 第2号に掲げる 第1項第2号に 経費の債務が確 掲げる経費の債 定する前に包括 務が確定する前 的に行う支出負 に包括的に行う 担行為を除く。 支出負担行為を 除く。) イ 1件1,000 が以上のも , イ 1件1,000 0 0 万円以上のも 0 口 1件1,000 口 1件1,000 万円未満のも 万円未満のも 0) (3) 歳入金の調 (3) 歳入金の調 定 定 事後調定 イ 事後調定 ローイ以外の歳 ロイ以外の歳 入金の調定 入金の調定

	<b>-</b>	vot				ir zár i	Sn zm 14-	7B ~	\E ^			lr		-:	- war-			-+	+ 7h	An rem 1/-	RE ~	\F !		
所	尹	坦			4	₽ <i>1</i> 95 2	心理惟	段の	) 区 刃	r		戸	-	尹	中			7	+ 7分	処理惟	PR V	) 区 欠	ſ	
	DE 401	rta	ete	Arrola		決	権者	Š	廷決	裁権者	地方機関の 長 の 名 称			***	da	rice	According		決	権者	Ž	紅決	裁権者	
TI I	1里 利	n	谷	八字		課長		部長	課長			4	任	规	r)	谷	小尹		課長	Ė	部長	課長	地が機関	
防 -	一略						が反			の反		D.	i — 略							0及			0灰	
	二、災害対策	1 同令第33	条第1項			0				0	総合事務所長	1 1 -	1	割策	1 同分第	33条第1項			0					
機	基本法施行	の規定によ	る災害に									棋	基本	法施行	の規定に	よる災害応			_					
理	年政令第	めの車両の	確認及U									玛	年政	令第	めの車両	の確認及び								
課												胡												
	権限に属す	5 DIA-17	·>,XII										榴狠	に属す	2.0MH	47-201								
	三及び四略																							
名 種 類 内 容 知事																								
	中国																							
	保護のため		(시페I 타)																				地方機関の長の名称   地方機関の長の名称   地方機関の長の名称   地方機関の長   地方機関の長   地方機関の長   地方機関の長   地方機関の長の名称   地方機関の	
		2 同法第35	条第5項					0																
																								長の名称
	)に基づく																					地方機関の長   地方機関の長   地方機関の長   地方機関の長   地方機関の   地方機関の		
		る国民の 強力と効 後述律(2 同送第8条第5項 成6年法 第112号 の規定こよる市町村 が国民の保護と関す る計画の作成。ニン での協議及び市民第 3条第4項の規定こよ る特色地方と共機 関が国社の保護・関す る業務計画の作成 にこよっての助信																						
													の権する	限之属事務	必要な事 3 同規則 号の規定 な箇所の 4 同規則 項の規定 みの受諾 5 同規則 項の規定 中止届の 1 同比第	項/認定 第5条第15 による必要 認定 第6条第2 による申込 第6条第3 による申込 4条第3項		0				0		
													和26 第4 基づ の権	年法律 号) に く知事 限こ属	権限と属 された同 規定とよ 試験の施	するものと 条第1項の る行政書士 行								
															1項の規 政書士又 法人の事 検査	定による行 は行政書士 務所の立入								
															の規定に 土が法律 場合等に 、業務の	よる行政書 に違反した おける戒告 停止又は業					0			
															1項の規	定による行					0			

鳥取県公報 16 平成18年3月31日 金曜日 (号外)第54号 ・ 森林組合 1 同法第110条の規 法 (昭和53) 定による組合の業務 年法律第36 又は対産状況の報告 号) に基づ の徴収 く知事の権 限ご属する 2 同法第111条の規 事務のうち 定による組合の業務 次に掲げる 又は会計の状況の検 (一) 同条第4項の 0 規定による検査 (二) (一)以外のも 七 森林組合 1 同法第110条の規 法施行令 ( 定による森林組合連 昭和53年政令第286号 合会の業務又は排産 状況の報告の徴収 ) 第8条の 規定により 知事の権限 に属するも のとされた 森林組合法 に基づく事 務のうち次 に掲げるも O 八 水産業協 1 同法第122条第1 同組合法( 項又は第2項の規定 昭和23年法 による報告の徴収又 律第242号 は資料の提出の命令 ) に基づく 知事の権限 2 同法第123条の規 に属する事 定による業務又は会務のうち次 計の状況の検査 に掲げるも (一) 同条第4項の Ø 規定による検査 0 (二) (一)以外のも <u>十</u>略 五略 - 鳥取県公 1 同規則第2条第5 0 報発行規則 号の規定による特に (平成5年 必要な事項の認定 鳥取県規則 第20号) に 2 同規則第3条第4 基づく知事 項の規定による特に 0 の権限に属 必要な事項の認定 3 同規則第5条の規 定による必要な箇所 の決定 4 同規則第6条第2 項の規定による申込 みの受諾 5 同規原6条第3 項の規定による購読 中止届の受理 二 行政書士 1 同法第4条第3項 法 昭和26 の規定により知事の 権限に属するものと 年法律第4 された同条第1項の く知事の権 規定による行政書士 限こ属する 試験の施行 事終 2 同法第13条の22第 1項の規定による行 政書士又(お)政書士 法人の事務所の立入 检查 3 同法第14条第1項 の規定による行政書 土が法律に違反した 場合等における戒告 、業務の停止又は業 務の禁止 4 同法第14条の2第 0 1項の規定による行

平成18年3月31日 金曜日 取県公報 (号外)第54号 17 政書士法人が法律に 違反した場合等に ける戒告、業務の停 止又消費 5 同法第14条の2第 2項の規定による行 政書士法人が法律こ 違反した場合等は ける戒告又は業務の 6 同法第16条の2の 規定による行政書士 0 の会則の制定又は変 更の認可 7 同法第18条の6の 0 規定による行政書士 会に対する報告の要 求又は業務こついて 略 ~五 略 ~五 略 課 六 営繕工事 営繕工事に係る起 1 営繕工事ご係る起 に係る知事 工の決定 に係る知事 エの決定 (一) 請負対象設計 の権限に属 (一) 請負対象設計 の権限に属 する事務 金額(請負契約)の する事務 金額(請負契約の 対象となる部分の 対象となる部分の 設性額をいう。 設治額がう。 管財課の項の六及 管排標の項の六及 び七において同じ び出ばいて同じ 。)が5億円以上 。)が5億円以上 の工事に係るもの の工事に係るもの (二) 請負対象設計 (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 金額が5億円未満 の工事に係るもの の工事に係るもの (1) 工事費が2 (1) 工事費が2 0 億円以上の工事 億円以上の工事 に係るもの に係るもの (2) 工事費が2 (2) 工事費が2 億円未満の工事 億円未満の工事 に係るもの に係るもの イ 建築工事ご イ 建築工事 係るもの (イ) 工事費 係るもの (イ) 工事費 0 が1億円以 が1億円以 上の工事ご 上の工事に 係るもの 係るもの (ロ) 工事費 (ロ) 工事費 が1億円末 が1億円未 満の工事に 満の工事ご 係るもの 係るもの a 営繕 0 a 営繕 に係る本 に係る本 庁舎及び 庁舎及U 議会棟の 議会棟の 工事に係 工事に係 るもの るもの b a以外 b a以外 のもの のもの (a) 鳥 鳥取地方県十 (a) 東 東部総合事務 部総合 脈 取地方 整備局長 事務所 県土整 及び八 備局及 頭総合 事務所 地加 土整備 の所管 区域ご 局の管 係るも 轄区域 0) に係る もの (b) 中 (b) 中 中部総合事務 中部総合事務 部総合 脈 部総合 虒 事務所 事務所 の所管 の管轄 区域こ 図或こ 係るも 係るも 0 0 (c) 西 西部総合事務 (c) 西 西部総合事務 0 脈 虒 事務所 事務所 及び日 及び日 野総合 野総合 事務所 事務所 の所管 の管轄 区域こ 図域こ

平成18年3月31日 金曜日 取県公報 18 鳥 (号外)第54号 係るも 係るも ロ設備工事ご ロ設備工事に 係るもの 係るもの (イ) 工事費が2,000万 (イ) 工事費 0 0 が2,000万 円以上のエ 円以上のエ 事ご係るも 事に係るも (ロ) 工事費 (ロ) 工事費 が2,000万 が2,000万 円未満のT 円未満の工 事に係るも 事に係るも a 営繕費 0 a 営繕費 に係る本 に係る本 庁舎及び 庁舎及び 議会棟の 議会棟の 工事ご係 工事に係 るもの るもの b a以外 b a以外 のもの (a) <u>東</u> のもの (a) <u>鳥</u> 鳥取地方県土 東部総合事務 部総合 所長 取地方 整備局長 事務所 県土整 及び八 備局及 頭総合 事務所 地加 土整備 の所管 区域ご 局の管 係るも 轊丒域 の に係る もの (b) 中 部総合 (b) 中 中部総合事務 中部総合事務 0 部総合 虒 虒 事務所 事務所 の所管 の管轄 区域こ 図或こ 係るも 係るも 0 の (c) 西 西部総合事務 (c) 西 西部総合事務 部総合 虒 部総合 事務所 事務所 及び日 及び日 野総合 野総合 事務所 事務所 の所管 の管轄 区域こ 係るも 係るす 0 0) 2 営繕工事ご係る設 2 営繕工事ご係る設 計の変更 計の変更 (一) 請負対象設計 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 金額が5億円以上 の工事に係るもの の工事に係るもの (1) 契約金額の (1) 契約金額の 0 2割以上の増減 2割以上の増減 を伴うもの を伴うもの 0 0 (2) (1)以外 (2) (1)以例 もの (二) 請負対象短目 もの (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 金額が5億円未満 の工事に係るもの の工事に係るもの (1) 工事費が2 0 (1) 工事費が2 0 億円以上の工事 億円以上の工事 に係るもの に係るもの (2) 工事費が2 (2) 工事費が2 億円未満の工事 億円未満の工事 に係るもの に係るもの イ 建築工事ご イ 建築工事ご 係るもの (イ) 工事費 係るもの (イ) 工事費 0 0 が1億円以 が1億円以 上の工事こ 上の工事ご 係るもの 係るもの (ロ) 工事費 (ロ) 工事費 が1億円未 が1億円末 満の工事ご 満の工事ご 係るもの 係るもの a 営繕費 0 a 営繕費 に係る本 に係る本 庁舎及び 庁舎及び 議会棟が 議会棟が 丁事に係 丁事ご係 るもの るもの b a以外 b a以外 のもの

平成18年3月31日 金曜日 鳥取県公報 (号外)第54号 19 (a) <u>鳥取</u> 地方県土 息取地方県土 整備局長 (a) <u>東部</u> 総合事務 東部総合事務 所長 所及び八 整備局及 頭総合事 び八頭地 務所の所 方県土整 管区域 備局の管 係るもの 轄図域で 係るもの (b) 中部 中部総合事務 中部総合事務 総合事務 虒 総合事務 脈 所の所管 所の管轄 区域に係 区域に係 るもの るもの (c) 西部 西部総合事務 (c) 西部 0 西部総合事務 総合事務 所長 総合事務 所及び日 所及び日 野総合事 野総合事 務所の管 務所の所 管区域こ 轄図或ご 係るもの 係るもの ロ設備工事で ロ設備工事ご 係るもの (イ) 工事費 係るもの (イ) 工事費 が2,000万 が2,000万 円以上のエ 円以上のエ 事ご係るも 事に係るも の (ロ) 工事費 (ロ) 工事費 が2,000万 が2,000万 円末満のエ 円末満のエ 事ご係るも 事に係るも 0 a 営繕費 a 営繕費 に係る本 に係る本 庁舎及び 庁舎及び 議会棟が 議会棟の 工事に係 工事に係 るもの るもの b a以外 のもの b a以外 のもの (a) 東部 0 鳥取地方県土 (a) 鳥取 東部総合事務 総合事務 所長 整備局長 地方県土 所及び八 整備服 頭総合事 び八頭地 務所の所 方県土整 管区域で 備局の管 係るもの 轄図或ご (b) 中部 中部総合事務 (b) 中部 中部総合事務 総合事務 脈 総合事務 脈 所の管轄 所の所管 区域に係 図域に係 るもの るもの (c) 西部 西部総合事務 (c) 西部 0 西部総合事務 総合事務 所長 総合事務 虒 所及7岁日 所及び日 野総合事 野総合事 務所の所 務所の管 管区域ご 轄対域こ 係るもの 係るもの 3 営繕丁事ご係る詰 3 営繕丁事に係る詰 負契約の締結を随意 負契約の締結を随意 契約の方法によるこ 契約の方法によるこ との決定 (3の2の との決定 (3の2の 場合を除く。) 場合を除く。) 0 (一) 請負対象設計 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 金額が1億円以上 の工事に係るもの の工事に係るもの (二) 請負対象設計 (二) 請負対象設計 0 金額が5億円未満 金額が1,000万円 の工事に係るもの 以上1億円未満の 0 (1) 丁事費が2 丁事に係るもの 億円以上の工事 (三) 請負対象設計 金額が 1,000万円 に係るもの (2) 工事費が2 未満の工事に係る 億円未満の工事 (1) 営繕費ご係 に係るもの る本庁舎及び議 イ 建築工事ご 会棟の工事で係 係るもの (イ) 工事費 0 るもの が1億円以 (2) (1)以外 上の工事ご もの イ 鳥取地方県 息取地方県 係るもの 十整備局及() (ロ) 丁事潜 整備局長 が1億円未 八頭地方県土 満の工事ご 係るもの 区域に係るも

平成18年3月31日 金曜日 取 県 公 報 鳥 (号外)第54号 20 a 営繕費 に係る本 口中部総合事 0 中部総合事務 庁舎及び 務所の管轄区 虒 議会棟が 域に係るもの 工事に係 ハ西総合事  $\circ$ 西常給事 るもの b a以外 務所及び日野 虒 総合事務所の のもの (a) 鶫 管轄区域で係 東部総合事務 るもの 総合事務 虒 所及びハ 可総合事 務所の所 管区域こ 係るもの (b) 中部 中部総合事務 総合事務 脈 所の所管 区域に係 るもの (c) 西部 西部総合事務 総合事務 脈 所及び旧 野総合事 務所の所 管区域こ 係るもの ロ設備工事に 係るもの (イ) 工事 費が2,000 が以上の 工事に係る もの (ロ) 工事 費が2,000 万円未満の 工事に係る もの a 営繕費 0 に係る本 庁舎及び 議会棟が 工事に係 るもの b a以外 のもの (a) 賴部 東部総合事務 総合事務 所長 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域こ 係るもの (b) 中部 中部総合事務 総合事務 所長 所の所管 区域に係 るもの (c) 西部 西部総合事務 総合事務 虒 所及び日 野総合事 務所の所 管区域こ 係るもの 3の2 営繕工事ご係 3の2 営繕工事ご係 る請負契約の締結を る請負契約の締結を 随意契約の方法によ 随意契約の方法こよ ることの決定 (技術 ることの決定 (技術 提案型の随意契約の 提案型の随意契約の 場合に限る。) 場合(3限る。) (一) 請負対象設計 0 (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 金額が2億円以上 の工事に係るもの の工事に係るもの (二) 請負対象設計 0 (二) 請負対象設計 金額が1億円以上 金額が1億円以上 2億円未満の工事 2億円未満の工事 に係るもの に係るもの (三) 請負対象設計 (三) 請負対象設計 金額が1億円末満 金額が1億円未満 の工事に係るもの の工事に係るもの (1) 営繕費に係 0 (1) 営繕費ご係 る本庁舎及び議 る本庁舎及び議 会棟の工事で係 会棟の工事で係 るもの (2) (1)以外の (2) (1)以外の

平成18年3月31日 金曜日 **鳥 取 県 公 報** (号外)第54号 21

平成18年3月31日	<b>玉曜日</b>	局 以 県 公 報		(号外)第54号 21
もの イ <u>東部総合事</u> <u>務</u> 所及びり頃 <u>総合事務</u> 所の <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u>		○ 東部総合事務 所長	もの イ 鳥取地方県 土物備局及び 八頭散方県土 整備局の管轄 区域で採るも	○ <u>鳥取地方県士</u> <u>整郊総市長</u>
ロ 中部総合事務所の <u>戸管区</u> 域工係るもの ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所及の <u>戸管区域</u> 工係		○ 中部総合事務 所長 ○ 西部総合事務 所長	の ロ 中部総合事	○ 中部総合事務 所長 ○ 西部総合事務 所長
るもの 4 営繕工乳ご系る請 (契禁の締結が決定				<ul> <li>○ <u>島氏地力県十</u>整衛局長</li> <li>○ 中部総合事務 所長</li> <li>○ 西部総合事務 所長</li> </ul>
費: (系る 本庁舎及 び篭会棟 の工事: (係るもの (ロ) (イ) よりかのも の			費に係る 本方含及 U離会棟 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の	
a 東部 総合事 務所及 びり頭 総合事 務所の		○ 東部総合事務 所長	a <u>鳥</u> 板 地方県 土磐館 局及び 人頃他 方県土	○ <u>島野地方県士</u> <u>整備品長</u>

平成18年3月31日 金曜日 鳥 取県公報 (号外)第54号 所管区 整備局 域に係 の管轄 区域ご 係るも Ø b 中部 b 中部 0 中部総合事務 中部総合事務 総合事 虒 総合事 虒 務所 務所の 所管区 管轄区 域に係 域ご係 るもの るもの 西部総合事務 西部総合事務 c 西部 c西部 総合事 総合事 虒 脈 務所及 務阪 び日野 び日野 総合事 総合事 務所の 絡所の 所管区 管轄区 域派 域に係 5 営繕工事ご係る土 5 営繕工事ご係る土 地、水面等の測量及 地、水面等の測量及 び調査 び調査 (一) 契約の対象と (一) 契約の対象と なる部分の金額が なる部分の金額が 1億円以上の工事 1億円以上の工事 に係るもの に係るもの (二) 契約の対象と (二) 契約の対象と 0 0 なる部分の金額が なる部分の金額が 5,000万円以上1 3,000万円以上1 億円末満の工事こ 億円未満の工事ご 係るもの 係るもの (三) 契約の対象と なる部分の金額が (三) 契約の対象と なる部分の金額が 5,000万円未満の 3,000万円未満の 工事に係るもの (1) 契約の対象 (1) 契約の対象 となる部分の金 となる部分の金 額が4,000万円 額が2,000万円 以上の工事に係 以上の工事で係 るもの るもの (2) 契約の対象 (2) 契約の対象 となる部分の金 となる部分の金 額が4,000万円 額於2,000万円 未満の工事に係 未満の工事に係 るもの るもの イ 営繕費に係 イ 営繕費に係 0 る本庁舎及び る本庁舎及び 議会棟の工事 議会棟の工事 に係るもの に係るもの ロイ以外のも ロイ以外のも (イ) 東部総 東部総合事務 (イ) <u>鳥</u>取地 0 鳥取地方県土 合動物及 虒 方県土整備 整備局長 び八頭総合 局及び八頭 事務所の所 地方県土整 管区域で係 備局の管轄 るもの 区域に係る (ロ) 中部総  $\circ$ 中部総合事務 (口) 中部総  $\circ$ 中部総合事務 合事務所の 合事終所の 所長 脈 所管区域? 管轄区域 係るもの 係るもの (八) 西部総 西部総合事務 (ハ) 西部線 0 西部総合事務 合事務所及 脈 合事務所及 虒 てが日野総合 び日野総合 事務所の所 事務所の管 管区域工係 轉叉域之係 6 営繕工事ご係る設 6 営繕工事ご係る設 計又は監督の委託の 計又は監督の委託の 決定 決定 (一) 契約の対象と (一) 契約の対象と なる部分の金額が なる部分の金額が 1億円以上の工事 1億円以上の工事 に係るもの (二) 契約の対象と に係るもの (二) 契約の対象と なる部分の金額が なる部分の金額が 5,000万円以上1 3,000万円以上1 億円未満の工事な 億円未満の工事は 係るもの 係るもの (三) 契約の対象と (三) 契約の対象と たる部分の余額が たる部分の余額が 5,000万円未満の 3,000万円未満の (1) 契約の対象 (1) 契約の対象

平成18年3月31日 金曜日 取県公報 鳥 (号外)第54号 23 となる部分の金 となる部分の金 額が500万円以 額が500万円以 上の工事に係る 上の工事に係る もの (2) 契約の対象 もの (2) 契約の対象 となる部分の金 となる部分の金 額が500万円未 額が500万円未 満の工事に係る 満の工事に係る イ 営繕費に係 0 イ 営繕費に係 る本庁舎及び る本庁舎及び 議会棟の丁事 議会棟の丁事 に係るもの に係るもの ロイ以外のも ロイ以外のも (イ) 東部総 東部総合事務 (イ) <u>鳥</u>取地 鳥取地方県土 方県土整備 合事務所及 脈 整備局長 局及び八頭 び八頭総合 県土整備局 事務所の所 管区域。係 の管轄区域 るもの に係るもの (ロ) 中部総 中部総合事務 (ロ) 中部総 中部総合事務 合事務所の 所長 合事終所/ 所長 所管区域。 管轄区域 係るもの 係るもの (八) 西部総 西部総合事務 (ハ) 西部総 西部総合事務 合事務所及 所長 合事務所及 虒 てが日野総合 び日野総合 事務所の所 事務所の管 轄区域で係 管区域工係 7 略 8 営繕工事ご係る 8 営繕工事ご係る 般競争入札又は指名 般競争入札又は指名 競争入札の執行 競争入札の執行 0 (一) 請負対象設計 (一) 請負対象認 金額が2億円以上 金額が2億円以上 の工事で係るもの の工事に係るもの (二) 請負対象設計 (二) 請負対象設計 金額が2億円末満 金額が2億円未満 の工事に係るもの の工事に係るもの (1) 建築工事ご (1) 建築工事ご 係るもの イ 営繕費に係 係るもの イ 営繕費に係 0 る本庁舎及び る本庁舎及び 議会棟の工事 議会棟の工事 に係るもの に係るもの ロイ以外のも ロイ以外のも 0 (イ) 請負対 (イ) 請負対 **象設計金額 象設計金額** が1億円以 が1億円以 上の工事こ 係るもの 上の工事ご 係ろもので 鳥取地方県 土整備局及 び八頭地方 の管轄区域 に係るもの (口) 請負対 (ロ) 請負対 0 東部総合事務 息取地方県 **象設計金額** 脈 整備局長 が1億円未 が1億円末 満の工事に 満の工事ご 係るもので 係るもので 東部総合事 鳥取地方県 務所及び八 土整備局及 び八頭地方 頭総合事務 県土整備局 域に係るも の管轄区域 に係るもの (パ) 請負対 (/) 請負対 中部総合事務 0 中部総合事務 象設計金額 **象設計金額** 脈 虒 が1億円末 が2億円末 満の工事こ 満の工事ご 係るもので 係るもので 中部総合事 中部総合事 務所の所管 務所の管轄 区域に係る 区域に係る (二) 請負対 (二) 請負対 西部総合事務  $\circ$ 西部総合事務 象記計金額 所長 象設計金額 虒 が1億円末 が2億円末 満の工事に 満の工事ご 係るもので 係るもので 西部総合事

平成18年3月31日 金曜日 鳥取県公報 24 (号外)第54号 終所及び日 務所及び日 野総合事務 野総合事務 所の管轄区 所の所管区 域ご係るも 域ご係るも (2) 設備工事ご (2) 設備工事(3 係るもの 係るもの イ 請負対象設 イ 請負対象設 0 計金額カ 計金額が 2,000万円以 2,000万円以 上の工事に係 上の工事に係 ろもの ろもの 口請負対象設 口請負対象設 計金額が 計金額が 2,000万円未 2,000万円末 満の工事に係 満の工事に係 るもの (イ) 営繕費 るもの (イ) 営繕費 に係る本庁 に係る本庁 舎及び議会 舎及び議会 棟の工事ご 棟の工事ご 係るもの 係るもの (口) (イ)以 (ロ) (イ)以 外のもの 外のもの a 東部総合 東部総合事務 a <u>鳥取地方</u> 鳥取地方県土 事務が及び 所長 県土整備局 整備局長 八頭総合事 及び八頭県 務所の所管 土整備局の 区域に係る 管轄区域で 係るもの もの b 中部総合 中部総合事務 b 中部総合 中部総合事務 事務所の所 虒 事務所の管 虒 管区域に係 轄区域に係 るもの るもの 0 c 西部総合 西部総合事務 c 西部総合 西部総合事務 事務所及び 脈 事務所及U 虒 日野総合事 日野総合事 務所の所管 務所の管轄 区域に係る 区域に係る もの もの 9 不動産登記法 (明 9 不動産登記法 (明 治32年法律第24号) 治32年法律第24号) に基づく不動産の登 に基づく不動産の登 記 記 (一) 鳥取地方県土 (一) 東部総合事務 鳥取地方県土 東部総合事務 所及び八頭総合事 脈 整備局及び八頭地 整備局長 務所の所管区域は 係るもの 轄区域に係るもの (二) 中部総合事務 中部総合事務 (二) 中部総合事務 中部総合事務 所の所管区域に係 所の管轄区域に係 所長 脈 るもの (三) 西部総合事務 るもの (三) 西部総合事務 西部総合事務 西部総合事務 0 0 所及び日野総合事 所及び日野総合事 務所の所管区域で 務所の管轄区域で 係るもの 係るもの 七 営繕工事 1 同規則第5条第1 七 営繕工事 1 同規則第5条第1 に係る鳥取 項又は第2項の規定 に係る鳥取 項又は第2項の規定 県建設工事 による契約書の作成 県建設工事 による契約書の作成 執行規則( (一) 建築工事ご係 執行規則 (一) 建築工事ご係 昭和8年鳥 るもの 昭和8年息 るもの (1) 営繕費に係 (1) 営繕費に係 取県規則第 取県規則第 る本庁舎及び議 66号) に基 る本庁舎及び議 66号) に基 づく知事の 会棟の工事で係 づく知事の 会棟の工事に係 権限に属す るもの 権限ご属す るもの (2) 請負対象設 (2) 請負対象設 る事務 る事務 計金額(請負契 計金額(請負契 約の締結後ご請 約の締結後ご請 負対象設計金額 負対象設計金額 を変更した場合 を変更した場合 にあっては、当 にあっては 当 初の結負対象設 初の請負対象設 計金額。以下 計金額、以下 (3)及び(二)に (3)及び(二)に おいて同じ。) おいて同じ。) が1億円以上の が1億円以上の T事に係るもの 丁事ご係るもの 鳥取地方県土 イ 東部総合事 東部総合事務 イ 鳥取地が県 務所及び八頭 所長 土磐備局及び 整備局長 八頭地方県土 総合事務所の るもの 区域に係るも 口中部総合事 口中部総合事 中部総合事務 中部総合事務 務所の所管区 務所の管轄区 虒 所長 域に係るもの 域に係るもの ハ 西部総合事 ハ西部総合事 西部総合事務 平成18年3月31日 金曜日 **鳥 取 県 公 報** (号外)第54号 25

平成18年3月31日	玉曜日	局 収 県 公 軒	<b>校</b>	(亏外)第54亏 25
務所及び日野総合事務所の 所管区處で採 るもの (3) 請負は格取 計会額が:1億円 未識の工事で採 るもの イ 東部総合事 一 一 一 一 一 一 一 一 で で で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の で の の の の の の の の の の の の の		所長 ○ 東部総合事務 所長	務所及び日野 総合事務所の 管轄互成ご係 るもの (3) 請負対係設 計会館が1億円 お陶の工事ご係 るもの イ 島政地方県 土物舗局及び / り埋む県土 整備局の管轄	○ <u>島政地方県土</u> 整備品長
るもの  ロ 中部総合事  勝がの所管区  域ご採るもの ハ 西部総合事  勝所及び日野 総合事務所の  所管区域ご採 るもの  (二) 設備工事ご採 るもの  (1) 営籍費ご採		○ 中部総合事務 所長 ○ 西部総合事務 所長	図城ご係るもの ロ 中部総合事 務所の管理区 域ご係るもの ハ 西部総合事 務所及び刊野 総合事務所の管理区域 に係るもの (二) 設備工事に係 るもの (1) 営籍費に係	○ 中部総合事務 所長 ○ 西部総合事務 所長
る村庁舎及び議会棟の工事で採るもの (2) 請負対係取 計金額が2,000 万円以上の工事 に係るもの イ 東部総合事務所及びり頭総合事務所の 万倍 立成で採るもの		東部総合事務所長	る本庁舎及び議会棟の工事ご係るもの (2) 請負対係設計金額が2,000 万円以上の工事にご係るもの イ 島頂地方県 土磐郁市及び 八頭电力県上 整備市の管轄 区域ご係るもの	○ <u>鳥取地方果十</u> <u>幣備需長</u>
ロ 中部総合事 務所の利電区 域: 係るもの ハ 西部総合事 務所及び日野 総合事務所の 所電区域: 係 るもの (3) 請負対権設 計 金 額 が 2,000万円未 満の工事に採		中部総合事務 所長 西部総合事務 所長	ロ 中部総合事務所の管轄区 域で係るもの ハ 西部総合事務所の 管轄区域で係るもの (3) 請負対路設計 金 額 が 2,000万円未 満の工事で係	○ 中部総合事務 所長 ○ 西部総合事務 所長
るもの イ 東部総合事 務所及びり頭 総合事務所の 所管区域 ・採 るもの ロ 中部総合事		東部総合事務 所長  中部総合事務	るもの イ <u>鳥坂地方県</u>	○ <u>鳥駅地方県十</u> <u>幣備品長</u> ○ 中部総合事務
勝つから		所長  西部総合事務  所長	務が <u>管轄区</u> <u>城</u> ご係るもの へ 西部総合事 務所及び日野 総合事務所の 管轄区域 こ係 るもの	所表 可能 所表 可能 所表 可能 所表 可能 所表 可表 所表
2 同規則第4条第1 項 (同規則第20条及 び第23条によれて理 用する場合を含む。) の規定こよる予定 価格の決定 (一) 請負対線設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対線設計 金額が2億円以満 の工事に係るもの (1) 建築工事に 係るもの イ 請負対線設 計金額が1億 円以上の工事 に係るもの ロ 請負対線設 計金額が1億 円内未満の工事 に係るもの			2 同規則第14条第1 項 同規則第20条及 び第23条において連 用する場合を含む。) の規定による予定 価格の決定 (一) 請負対解設計 金額が2(億甲以上 の工事工係るもの (二) 請負対解設計 金額が2(億甲以補 の工事工係るもの イ 請負対解設 計金額が1億 甲以上の工事 に係るもの ロ 請負対解設 計金額が1億 甲以上の工事 に係るもの ロ 請負対解設 計金額が1億 甲以上の工事 に係るもの ロ 請負対解設 計金額が1億 甲以上の工事 に係るもの ロ 請負対解設 計金額が1億 甲以方工事 に係るもの ロ 請負対解設 計金額が1億 甲以方工事 に係るもの ロ 請負対解設 計金額が1億 甲、対金額が1億 甲、対金額が1億 甲、対金額が1億 甲、対金額が1億 甲、対金額が1億 甲、対金額が1億 甲、対金額が1億 甲、対金額が1億 甲、対金額が1億 甲、対金額が1億 甲、対金額が1億 甲、対金額が1億 甲、対金額が1億 甲、対金額が1億 甲、対金額が1億 甲、対金額が10億 甲、可 日 可 日 可 日 可 日 可 日 可 日 可 日 可 日 可 日 可 日	

県 公 報 平成18年3月31日 金曜日 鳥 取 (号外)第54号 26 (イ) 営繕費 (イ) 営繕費 に係る本庁 に係る本庁 舎及び議会 舎及び議会 棟の工事ご 棟の工事ご 係るもの 係るもの (口) (イ)以 (口) (イ)以 外のもの 外のもの a 鳥取地 a 東部総 東部総合事務 0 鳥取地方県土 合事形及 虒 方県土整 整備局長 び八頭総 備局及び 合事務所 八頭地方 の所管区 県十整備 域に係る 局の管轄 区域、係 b 中部総合事務所 b 中部総 中部総合事務 中部総合事務 合事務所 脈 虒 の所管区 の管轄区 域に係る 域に係る c 西部総 c 西部総 西部総合事務 西部総合事務 合事務所 所長 合事務所 所長 及び日野 及び日野 総合事務 総合事務 所の所管 所の管轄 図域に係 区域に係 るもの るもの (2) 設備工事ご (2) 設備工事 係るもの 係るもの イ 請負対象設 イ 請負対象設 0 計金額が 計金額が 2,000万円以 2,000万円以 上の工事に係 上の工事に係 るもの るもの 口請負対象設 口請負対象設 計金額が 計金額が 2,000万円未 2,000万円末 満の工事に係 満の工事に係 るもの (イ) 営繕費 るもの (イ) 営繕費 に係る本庁 に係る本庁 舎及び議会 舎及び議会 棟の工事ご 棟の工事ご 係るもの 係るもの (口) (イ)以 (口) (イ)以 外のもの 外のもの a 東部総 東部総合事務 a 鳥取地 鳥取地方県土 合事務所 方県土整 整備局長 所長 及び八頭 備局及び 総合事務 八頭地方 所の所管 県土整備 区域に係 局の管轄 区域ご係 るもの b 中部総 中部総合事務 b 中部総 中部総合事務 合事終所 合事務所 所長 脈 の所管区 の管轄区 域に係る 域に係る もの もの c 西部総 西部総合事務 c 西部総 0 西部総合事務 合事務所 所長 合事務所 虒 及び日野 及び日野 総合事務 総合事務 所の管轄 所の所管 区域:係 区域ご係 るもの るもの 3 同期第15条 同 3 同規則第15条 同 規順20条2はいて 規順20条ごねて 準用する場合を含む 準用する場合を含む )の規定による最 。)の規定による最 低制限価格の決定 低制限価格の決定 (一) 請負対象設計 (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 0 金額が2億円以上 の工事に係るもの の工事に係るもの (二) 請負対象設計 (二) 請負対象設計 金額が2億円末満 金額が2億円末満 の工事に係るもの の工事に係るもの (1) 建築工事 (1) 建築工事ご 係るもの 係るもの イ 請負対象設 0 イ 請負対象設 計金額が1億 計金額が1億 円以上の工事 円以上の工事 に係るもの に係るもの 口請負対象設 口請負対象設 計金額が1億 計金額が1億 円未満の工事 に係るもの に係るもの

平成18年3月31日 金曜日 県 公 報 鳥 取 (号外)第54号 27 (イ) 営繕費 (イ) 営繕費 に係る本庁 に係る本庁 舎及び議会 舎及び議会 棟の工事ご 棟の工事ご 係るもの 係るもの (口) (イ)以 (口) (イ)以 外のもの 外のもの a 鳥取地 a 東部総 0 東部総合事務 0 鳥取地方県土 合事務所 虒 方県土整 整備局長 及び八頭 備局及び 総合事務 八頭地方 所の所管 県十整備 区域ご係 局の管轄 るもの 区域、係 b 中部総合事務所 b 中部総 中部総合事務 中部総合事務 合事務所 脈 虒 の所管区 の管轄区 域に係る 域に係る c 西部総 西部総合事務 c 西部総 西部総合事務 合事務所 所長 合事務所 所長 及び日野 及び日野 総合事務 総合事務 所の所管 所の管轄 図域に係 区域に係 るもの るもの (2) 設備工事ご (2) 設備工事 係るもの 係るもの イ 請負対象設 イ 請負対象設 0 計金額が 計金額が 2,000万円以 2,000万円以 上の工事に係 上の工事に係 るもの るもの 口請負対象設 口請負対象設 計金額が 計金額が 2,000万円末 2,000万円末 満の工事に係 満の工事に係 るもの (イ) 営繕費 るもの (イ) 営繕費 に係る本庁 に係る本庁 舎及び議会 舎及び議会 棟の工事ご 棟の工事ご 係るもの 係るもの (口) (イ)以 (口) (イ)以 外のもの 外のもの 0 a 東部総 東部総合事務 a 鳥取地 鳥取地方県土 合事務所 方県土整 整備局長 所長 及び八頭 備局及び 総合事務 八頭地方 所の所管 県土整備 区域に係 局の管轄 区域ご係 るもの b 中部総 中部総合事務 b 中部総 中部総合事務 合事終所 合事終所 所長 部長 の所管区 の管轄区 域に係る 域に係る もの もの c 西部総 西部総合事務 c 西部線 0 西部総合事務 合事務所 所長 合事務所 虒 及び日野 及び日野 総合事務 総合事務 所の管轄 所の所管 区域:係 区域ご係 るもの るもの 4 同規則第19条第1 4 同規則第19条第1 項の規定による入札 項の規定による入札 参加者の指名 劾诸の指名 (一) 請負対象設計 0 (一) 請負対象設計 0 金額が1億円以上 金額が1億円以上 の丁事に係るもの の丁事に係るもの (二) 請負対象設計 (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 金額が1億円未満 の工事に係るもの の工事に係るもの (1) 建築工事ご (1) 建築工事ご 係るもの 係るもの イ 営繕費に係 イ 営繕費に係 る本庁舎及び る本庁舎及び 議会棟の工事 議会棟の工事 に係るもの に係るもの ロイ以外のも ロイ以外のも (イ) 東部総 (イ) 鳥取地 鳥取地方県土 東部総合事務 方県土整備 合事務所及 所長 整備局長 び八頭総合 局及び八頭

(号外)第54号 平成18年3月31日 金曜日 取県公報 28 備局の管轄 管区域で係 るもの 区域に係る (ロ) 中部総 中部総合事務 (ロ) 中部総 中部総合事務 合事務所の 脈 合事務所の 所長 所管区域。 管轄区域 係るもの 係るもの (ハ) 西部総 (ハ) 西部総 西部総合事務 0 西部総合事務 合事務所及 脈 合事務所及 虒 び日野総合 び日野総合 事務所の所 事務所の管 轄区域に係 管区域ご係 るもの るもの (2) 設備工事3 (2) 設備工事 係るもの 係るもの イ 請負対象設 イ 請負対象設 計金額が 計金額が 2,000万円以 2,000万円以 上の工事で係 上の工事に係 るもの るもの 口請負対象設 口請負対象設 計 金額が 2,000万円末 計金額が 2,000万円末 満の工事に係 満の工事に係 るもの るもの (イ) 営繕費 (イ) 営繕費 0 に係る本庁 に係る本庁 舎及び議会 舎及び議会 棟の工事ご 棟の工事に 係るもの 係るもの (口) (1)以 外のもの 外のもの a 東部総 東部総合事務 a <u></u>鳥恥地 鳥取地方県土 合事務所 <u>所長</u> <u>方県土整</u> 整備局長 及び八頭 備局及び 総合事務 八頭地方 県土整備 所の所管 図域に係 局の管轄 るもの 区域ご係 るもの b 中部総 b 中部総 中部総合事務 中部総合事務 合事務所 合事務所 所長 虒 の所管区 の管轄区 域に係る 域に係る もの もの c 西部総 c 西部総 0 西部総合事務 西部総合事務 合事務所 所長 合事務所 虒 及び日野 及び日野 総合事務 総合事務 所の所管 所の管轄 区域に係 区域に係 るもの るもの 5 同規則第21条第1 5 同規則第21条第1 項の規定による見積 項の規定による見積 書の提出者の決定 書の提出者の決定 (一) 請負対象設計 (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 金額が2億円以上 の工事に係るもの の工事に係るもの (二) 請負対象設計 0 (二) 請負対象設計 0 金額が1億円以上 金額が1億円以上 2億円未満の工事 2億円未満の工事 に係るもの に係るもの (三) 請負対象設計 (三) 請負対象設計 金額が1億円未満 金額が1億円未満 の工事に係るもの の工事に係るもの (1) 営繕費に係 (1) 営繕費ご係 る本庁舎及び議 る本庁舎及び議 会棟の工事で係 会棟の工事で係 るもの るもの (2) (1)以外の (2) (1)以外 もの 東部総合事 もの イ <u>鳥取地が</u>県 鳥取地方県土 東部総合事務 務所及び八頭 十整備局及び 所長 整備局長 総合事務所の 八頭地加土 所管区域に係 整備局の管轄 るもの 区域に係るも 口中部総合事 口中部総合事 0 中部総合事務 中部総合事務 務所の所管区 務所の管轄区 脈 虒 域に係るもの 域に係るもの 西部総合事 西部総合事務 ハ 西部総合事 0 西部総合事務 務所及び日野 所長 務所及び日野 虒 総合事務所の 総合事務所の **所管区域**2係 管轄区域に係 るもの るもの 6 同規順第22条の規 6 同規則第22条の規

平成18年3月31日 金曜日 鳥取県公報 (号外)第54号 29 定による請負契約の 定による請負契約の 相手方の決定 相手方の決定 (一) 請負対象設計 (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 金額が2億円以上 の丁事に係るもの の丁事に係るもの (二) 請負対象設計 (二) 請負対象認 金額が1億円以上 金額が1億円以上 2億円未満の工事 2億円未満の工事 に係るもの に係るもの (三) 請負対象設計 (三) 請負対象設計 金額が1億円未満 金額が1億円未満 の丁事に係るもの の丁事に係るもの (1) 営繕費に係 (1) 営繕費に係 る本庁舎及び議 る本庁舎及び議 会棟の工事に係 会棟の工事に係 るもの るもの (2) (1)以外 (2) (1)以外 もの もの イ 東部総合事 -イ <u>鳥</u>取地が県 0 東部総合事務 0 鳥取地方県土 務所及び八頭 脈 土整備局及び 整備局長 総合事務所の 八頭地方県土 所管区域ご係 整備局の管轄 ろもの 区域に係るも 口中部総合事 中部総合事務 口中部総合事 0 中部総合事務 務所の所管区 務所の管轄区 域に係るもの 域に係るもの ハ 西部総合事 西部総合事務 ハー西部総合事 西部総合事務 務所及び日野 所長 務所及び日野 所長 総合事務所の 総合事務所の **所管区域**2係 管轄区域で係 るもの 7 略 7 略 8 同規則第28条の規 8 同規則第28条の規 定による下請負者等 定による下請負者等 に関する報告の要求 に関する報告の要求 (一) 営繕費に係る (一) 営繕費に係る 本庁舎及び議会棟 本庁舎及び議会棟 の工事に係るもの の工事に係るもの (二) (一)以外のも (二) (一)以外のも (1) 東部総合事 東部総合事務 (1) <u>鳥</u>取地方県  $\circ$ 鳥取地方県土 務所及び八頭総 虒 土整備局及び八 整備局長 合事務所で係る 頭地方県土整備 局に係るもの (2) 中部総合事 中部総合事務 (2) 中部総合事 0 中部総合事務 務所に係るもの 所長 務所に係るもの 所長 (3) 西部総合事 西部総合事務 (3) 西部総合事 西部総合事務 終所及び日野総 所長 務所及7岁日野総 所長 合事務所に係る 合事務所に係る 9 略 9 略 10 同規則第30条第1 10 同規則第30条第1 項の規定による工事 項の規定による工事 の監督の命令 の監督の命令 (一) 営繕費ご係る (一) 営繕費に係る 0 本庁舎及び議会棟 本庁舎及U議会棟 の丁事に係るもの の丁事に係るもの (二) (一)以外のも (二) (一)以外のも (1) 東部総合事 東部総合事務 (1) <u>鳥取地坊県</u> 0 鳥取地方県土 務所及び八頭総 土整備局及び八 整備局長 合事務所に係る 頭地方県土整備 もの 局に係るもの (2) 中部総合事 (2) 中部総合事 0 中部総合事務 0 中部総合事務 務所に係るもの 務所に係るもの 所長 脈 (3) 西部総合事 西部総合事務 (3) 西部総合事 0 西部総合事務 務所及び日野総 所長 務所及び日野総 虒 合事終所に係る 合事終所に係る もの もの 11 同規則第33条第1 11 同規則第33条第1 項及び第2項の規定 項及び第2項の規定 による措置の要求 による措置の要求 (一) 請負対象認定 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 金額が1億円以上 の工事に係るもの の工事に係るもの (二) 請負対象設計 (二) 請負対象設計 余額が1億円未満 金額が1億円未満 の丁事ご係ろもの の工事に係るもの (1) 建築丁事。 (1) 建築丁事ご 係るもの 係るもの イ 営繕費に係 イ 営繕費に係 0 る本庁舎及び る本庁舎及び

取県公報 平成18年3月31日 金曜日 鳥 (号外)第54号 30 議会棟の丁事 議会棟の丁事 に係るもの に係るもの ロイ以外のも ロイ以外のも (イ) 東部総 (イ) <u>鳥</u>取地 0 東部総合事務 鳥取地方県土 合事務所及 虒 方県土整備 整備局長 び八頭総合 局及び八頭 地方県土整 事務所の所 管区域ご係 備局の管轄 るもの 区域に係る もの (ロ) 中部総 (ロ) 中部総 中部総合事務 中部総合事務 合事務所の 所長 合事務所で 虒 所管区域。 管轄区域 係るもの (ハ) 西部総 西部総合事務 (ハ) 西部総 西部総合事務 合事務所及 脈 合事務所及 脈 び日野総合 び日野総合 事務所の所 事務所の管 管区域で係 轄区域で係 るもの (2) 設備工事ご (2) 設備工事ご 係るもの 係るもの イ 請負対象設 イ 請負対象設 0 計金額が 計金額が 2,000万円以 2,000万円以 上の工事に係 上の工事に係 るもの ロ 請負対象設 るもの 口請負対象設 計金額が 計金額が 2,000万円未 2,000万円末 満の工事に係 満の工事に係 るもの (イ) 営繕費 に係る本庁 るもの (イ) 営繕費 0 に係る本庁 舎及び議会 舎及び議会 棟の工事ご 棟の工事ご 係るもの 係るもの (ロ) (イ)以 外のもの (ロ) (イ)以 外のもの 0 鳥取地方県土 a 東部総 a 鳥取地 東部総合事務 整備局長 合事務所 所長 方県土整 及び八頭 備局及び 総合事務 八頭地方 所の所管 県土整備 図域に係 局の管轄 るもの 区域に係 b 中部総 中部総合事務 b 中部総 中部総合事務 合事務所 脈 合事務所 脈 の所管区 の管轄区 域に係る <u>域</u>ご係る もの c 西部総 西部総合事務 c 西部総 0 西部総合事務 合事務所 所長 合事務所 虒 及び日野 及7岁日野 総合事務 総合事務 所の管轄 所の所管 図域に係 区域に係 るもの 12 同期 第36条第7 12 同期 第36条第7 項 第37条後段 第 項 第37条後段 第 39条第5項、第40条 39条第5項、第40条 後段及び第40条の2 後段及び第40条の2 第3項の規定による 第3項の規定による 工期又は請負代金の 工期又は請負代金の 額の変更 額の変更 (一) 請負対象設計 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 金額が5億円以上 の工事に係るもの の工事に係るもの (二) 請負対象設計 (二) 請負対象設計 金額が5億円末満 金額が5億円未満 の工事に係るもの の工事に係るもの (1) 工事費が2 (1) 工事費が2 0 億円以上の工事 億円以上の工事 に係るもの に係るもの (2) 工事費が2 (2) 工事費が2 億円未満の工事 億円未満の工事 に係るもの に係るもの イ 工期の変更 イ 工期の変更 (イ) 建築工 (イ) 建築工 事ご係るも 事ご係るも 0 0 a 請負対 a 請負対 象器金 銀岩金 額が1億 額が1億

平成18年3月31日	金曜日	鳥取県公報	(号外)第54号 31
円以上の     工事工係     るもの     お 請負対		円以上の   工事に採   るもの   b   請食材   線配計像     網索計像   円水溝の   工事に採   るもの   (a)   営     網索に   保る本   庁舎及   び総会   棟の工   事に採   るもの   (b) ( ( a ) 以   外のも   の   1   島	○ <u>鳥</u> 取地万県士 <u>幣</u> 備局長
II 中 部総 合事 務所		○ 中部総合事務 所長 - 部総 - 合事 - 務所	中部総合事務所長
の所 管区 域こ 係る。 ・の西 部総・合称所 及び ・時合 ・神形の 所で 区域 になも。の になる。の になる。の になる。の になる。の になる。の のはない になる。の になる。の のはない。 になる。の のはない。 はないのの のはない。 はないのの のはない。 はないののの のはない。 はないののの のはない。 はないのののののでは、 はないのののでは、 はないののでは、 はないのでは、 はないのでは、 はないのでは、 はないのでは、 はないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで		四部総合事務   一西部総合事務   一西部   一面   一面   一面   一面   一面   一面   一面   一	○ 西部総合事務 所表

平成18年3月31日 金曜日 取県公報 (号外)第54号 鳥 鳥取地方県土 東部総合事務 部総 虒 整備局長 合事 が機関の関連を 務及り総事所所以は るも の るも の Ⅱ 中 Ⅱ 中 中部総合事務 中部総合事務 虒 部総 脈 部総 合事 務所 の所管区域に係る の管 轄区 域に 係る Ⅲ 西 西部総合事務 Ⅲ西 西部総合事務 部総合事務所 部総 脈 虒 合事 務所 及び 日野 日野 総動が産 総合事務 所の 管轄 区域 区域 に係 に係 るも るも の 0 口請負代金の 0 口請負代金の 変更 13 略 13 略 14 同規則第39条第4 14 同規則第39条第4 項の規定による工事 項の規定による工事 の内容の変更等 の内容の変更等 (一) 請負対象設計 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 金額が5億円以上 の工事に係るもの の工事に係るもの (二) 請負対象設計 (二) 請負対象設計 金額が5億円末満 金額が5億円未満 の工事に係るもの の工事に係るもの 0 0 (1) 工事費が2 (1) 工事費が2 億円以上の工事 億円以上の工事 に係るもの に係るもの (2) 工事費が2 (2) 工事費が2 億円未満の工事 億円末満の工事 に係るもの に係るもの イ 建設工事こ イ 建設工事に 係るもの (イ) 工事費 が1億円以 係るもの (イ) 工事費 0 が1億円以 上の工事に 上の工事ご 係るもの 係るもの (ロ) 工事費 が1億円未 (ロ) 工事費 が1億円未 満の工事に 満の工事ご 係るもの 係るもの a 営繕費 0 a 営繕費 に係る本 に係る本 庁舎及び 議会棟の 議会棟の 工事ご係 工事に係 るもの るもの b a以外 b a以外 のもの (a) <u>東</u> のもの (a) <u>鳥</u> 取地方 鳥取地方県土 整備局長 東部総合事務 所長 部総合 事務所 県土整 頭総合 び八頭 事務所 地加 土整備 の所管 区域ご 局の管 轄区域

平成18年3月31日 金曜日 取県公報 鳥 (号外)第54号 33 もの (b) 中 中部総合事務 (b) 中 中部総合事務 虒 虒 事務所 事務所 の所管 の管轄 <u>区域</u>ご 係るも 図載さ 係るも 0) Ø (c) 西 西部総合事務 (c) 西 西部総合事務 部総合 虒 部総合 虒 事務所 事務所 及び日 及び日 野総合 野総合 事務所 の所管 の管轄 区域こ 図或こ 係るも 係るも 0 0 ロ 設備工事ご ロ設備工事で 係るもの 係るもの 0 (イ) 工事費 (イ) 工事費 が2,000万 円以上のエ が2,000万 円以上のエ 事ご係るも 事ご係るも (ロ) 工事費 (ロ) 工事費 が2,000万 が2,000万 円末満のエ 円末満のエ 事ご係るも 事に係るも a 営繕費 0 a 営繕費 に係る本 に係る本 庁舎及び 庁舎及U 議会棟が 議会棟の 工事ご係 工事ご係 るもの るもの b a 以外 b a以外 のもの のもの 鳥取地方県土 (a) <u></u>蔣部 東部総合事務 (a) <u>鳥</u> 整備局長 総合事務所及 所長 取地方 県土整 び八頭 備局及 総合事 務所の 地加 所管区 土整備 域ぶ係 局の管 るもの 轄区域 に係る もの 中部総合事務 0 中部総合事務 (b) 中 (b) 中 部総合 部総合 所長 脈 事務所 事務所 の所管 の管轄 区域 区域こ 係るも 係るも 0 0 (c) 西 (c) 西 0 西部総合事務 0 西部総合事務 所長 部総合 部総合 脈 事務所 事務所 及び日 及び日 野総合 野総合 事務所 事務所 の所管 の管轄 区域ご 区域ご 係るも 係るも O 0 15 同規則第40条前段 15 同規則第40条前段 の規定による工事の の規定による工事の 内容の変更等 内容の変更等 (一) 請負対象設計 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 金額が5億円以上 の工事に係るもの の工事に係るもの (二) 請負対象設計 (二) 請負対象設計 金額が5億円末満 金額が5億円未満 の工事に係るもの の工事に係るもの (1) 工事費が2 (1) 工事費が2 0 0 億円以上の工事 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2 に係るもの (2) 工事費が2 億円未満の工事 億円末満の工事 に係るもの に係るもの イ 建設工事に イ 建設工事ご 係るもの 係るもの (イ) 工事費 0 (イ) 工事費 0 が1億円以 が1億円以 上の工事ご 上の工事 係るもの 係るもの

平成18年3月31日 金曜日 鳥 取県公報 34 (号外)第54号 (ロ) 工事費 (ロ) 工事費 が1億円末 が1億円未 満の工事ご 満の工事ご 係るもの 係るもの 0 a 営繕費 に係る本 a 営繕費 に係る本 庁舎及び 庁舎及び 議会棟が 議会棟の 工事に係 工事、係 るもの るもの b a以外 b a以外 o a by r のもの (a) <u>東</u> のもの (a) <u>鳥</u> 0 0 東部総合事務 鳥取地方県土 部総合 取地方 整備局長 虒 事務所 県土整 及びハ 頭総合 び八頭 事務所 地方県 土整備 の所管 区域ご 局の管 係るも 0 に係る もの (b) 中 (b) 中 0 中部総合事務 中部総合事務 部総合 虒 部総合 脈 事務所 の所管 区域こ 区域ご 0) 0) (c) 西 西部総合事務 (c) 西 0 西部総合事務 部総合 虒 部総合 脈 事務所 事務所 及び日 及び日 野総合 野総合 事務所 事務所 の所管 の管轄 区域こ 図或こ 係るも 係るも 0 0 ロ設備工事に ロ設備工事ご 係るもの 係るもの (イ) 工事費 0 (イ) 工事費 が2,000万円以上のエ が2,000万 円以上のエ 事ご係るも 事ご係るも (ロ) 工事費 (ロ) 工事費 が2,000万 が2,000万 円末満のエ 円未満のエ 事ご係るも 事ご係るも 0 0 a 営繕費 に係る本 に係る本 庁舎及び 庁舎及U 議会棟が 議会棟の 工事。係 工事に係 るもの るもの b a以外 b a以外 のもの 0 (a) <u>東</u>  $\circ$ 東部総合事務 (a) <u>鳥</u> 鳥取地方県土 取地方 部総合 虒 整備局長 事務所 及び八 備局及 頭総合 事務所 地加 の所管 土整備 区域 局の管 係るも 轄区域 に係る 中部総合事務 (b) 中 中部総合事務 (b) 中  $\circ$ 所長 部総合 所長 部総合 事務所 事務所 の所管 の管轄 区域ご 図或こ 係るも 係るも O Ø (c) 西 (c) 西 西部総合事務 0 西部総合事務 部総合 部総合 虒 所長 事務所 事務所 及び日 及び日 野総合 野総合 事務所 事務所 の所管 の管轄 区域ご 区域? 係るも 係るも

平成18年3月31日 金曜日 **鳥 取 県 公 報** (号外)第54号 35

十八八〇十 3 月 3 日	立唯口	局 以 示 公	刊	(与外)第545 35
16 同規則第40条の2 第1項及び第2項の 規定こよる工事の施 工の一時中止 (一) 請負対奪認計 ○ 金額が56億円以上	30.70		16 同規則第10条の2 第1項及び第2項の 規定による工事の施 エの一時中山: (一) 請負対奪場計 金額が5億中以上	
億型以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2	0		の工事で係るもの (二) 請負対奪記計 金額が5億円末満 の工事で係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2	
億円未満の工事 に係るもの イ 建設工事こ 係るもの (イ) 工事費 が1.億円以 上の工事こ 係るもの (ロ) 工事費	0		御刊本簿の工事 に係るもの イ 建設工事こ 係るもの (イ) 工事費 が1 億平以 上の工事こ 係るもの (ロ) 工事費	
が1億円未 満の工事こ 係るもの a 営締費 に係る本 庁舎及び 議会棟の 工事ご係	0		が1億円未 満の工事こ 係るもの a 営繕費 に係る本 庁舎及び 議会棟の 工事工係	
るもの b a以外 のもの (a) 東 部総合 事務所 及以八 頭総合 事務所 の所管 区域こ 係るも		○ 東部総合事務 所長	るもの b a と外 のもの (a) 島 取地方 県土整 備局及 びい頃 地方県 土整備 局の管 韓又破	○ <u>烏</u> 取地方県士 <u>幣</u> 備局長
の (b) 中 部総合 事務所 の <u>別管</u> <u>  図</u> 處こ 係るも		○ 中部総合事務 所長	に係る もの (b) 中 部総合 事務所 の <u>管轄</u> <u>図城</u> こ 係るも	○ 中部総合事務 所長
の (c) 西 網総合 事務所 及び円 野総合 事務所 の <u>好管</u> 区域。 係るも		○ 西部総合事務 所長	の (c) 西 部総合 事務所 及び日 野総合 事務所 の <u>管轄</u>   <u>図</u> 處こ 係るも	○ 西部総合事務 所長
の ロ 設備工事と 係るもの (イ) 工事費 が2,000万 円以上の工 事で係るも の (ロ) 工事費	0		の ロ 設備工事と 係るもの (イ) 工事費 が2,000万 円以上の工 事に係るも の (ロ) 工事費	
が2,000万 円末満のエ 事で係るも の a 営籍費 に写る本 庁舎及び 議会様の 工事ご係	0		が2,000万 円村識の工 事工係るも の a 常譜費 に係る本 庁舎及び 議会棟の 工事工係	
るもの b a以外 のもの (a) 東 部総合 事務所 及び八 頭総合		○ 東部総合事務 所長	るもの b a と外 のもの (a) 島 取世方 県士整 備馬及 びり頃	○ <u>鳥坂地方県七</u> <u>幣扁品長</u>

平成18年3月31日 金曜日 取県公報 鳥 (号外)第54号 36 事務所 地方県 土整備 区域 局の管 係るも 轄区域 0 に係る もの (b) 中 (b) 中 0 中部総合事務 0 中部総合事務 部総合 所長 部総合 虒 事務別 事務所 の所管 区域こ 区域こ 係るす 係るも 0) Ø) (c) 西 西部総合事務 (c) 西 0 西部総合事務 部総合 所長 部総合 事務所 事務所 及び日 及び日 野総合 野総合 事務所 事務所 の所管 の管轄 区域こ 係るも 係るも O Ø 17 同規則第41条の規 17 同規則第41条の規 定による工期の延長 定による工期の延長 の承認 (一) 請負対象設計 の承認 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 金額が5億円以上 の工事に係るもの の工事に係るもの (二) 請負対象設計 (二) 請負対象設計 金額が5億円末満 金額が5億円未満 の工事に係るもの の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 (1) 工事費が2 億円以上の工事 0 に係るもの に係るもの (2) 工事費が2 (2) 工事費が2 億円未満の工事 億円未満の工事 に係るもの に係るもの イ 建設工事ご イ 建設工事ご 係るもの 係るもの (イ) 工事費 (イ) 工事費 0 が1億円以 が1億円以 上の工事こ 上の工事ご 係るもの (ロ) 工事費 係るもの (ロ) 工事費 が1億円末 が1億円未 満の工事ご 満の工事ご 係るもの 係るもの 0 a 営繕費 a 営繕費 に係る本 に係る本 庁舎及び 庁舎及び 議会棟が 議会棟の 工事ご係 工事ご係 るもの るもの b a 以外 のもの b a以外 のもの (a) <u>東</u> 0 東部総合事務 (a) <u>鳥</u> 0 鳥取地方県土 取地方 部総合 整備局長 脈 事務所 及び八 備局及 頭総合 び八頭 事務所 地方県 の所管 土整備 区域 局の管 係るも 轄区域 O に係る もの (b) 中 (b) 中 中部総合事務 0 中部総合事務 部総合 脈 部総合 虒 事務所 事務所 の所管 の管轄 区域に係るも 区域に係るも 0) の (c) 西 西部総合事務 (c) 西 西部総合事務 部総合 所長 部総合 事務所 事務所 及び日 及び日 野総合 野総合 事務所 の所管 の管轄 区域こ 図域に 係るも 係るも O O ロ設備工事ご 0 ロ設備工事ご 係るもの 係るもの (イ) 工事費 (イ) 工事費

平成18年3月31日 金曜日 鳥取県公報 (号外)第54号 37 が2,000万 が2,000万 円以上のエ 円以上のエ 事ご係るも 事に係るも (ロ) 工事費 (ロ) 工事費 が2,000万 が2,000万 円未満のエ 円末満のエ 事ご係るも 事に係るも a 営繕費 a 営繕費 0 に係る本 に係る本 庁舎及び 庁舎及び 議会棟の 議会棟の 工事、係 工事に係 るもの るもの b a以外 b a以外 のもの のもの (a) 東 東部総合事務 (a) 鳥 鳥取地方県土 取地方 部総合 所長 整備局長 事務所 県土整 及び八 頭総合 び八頭 事務所 地加 土整備 の所管 区域ご 局の管 係るも 轄区域 の に係る もの (b) 中 (b) 中 中部総合事務 中部総合事務 部総合 所長 部総合 虒 事務所 事務所 の所管 の管轄 区域こ 区域こ 係るす 係るも 0 の (c) 西 0 西部総合事務 (c) 西 0 西部総合事務 部総合 部総合 事務所 事務所 及び日 及び日 野総合 野総合 事務所 事務所 の所管 の管轄 区域ご 係るも 係るも 0 0 18~22 略 18~22 略 23 同規順第48条第2 23 同規則第48条第2 項の規定による天災 項の規定による天災 その他の不可抗力は その他の不可抗力に よる損害の状況の調 よる損害の状況の調 查及U確認 查及U確認 (一) 営繕費に係る 0 (一) 営繕費に係る 本宁舎及U議会棟 本庁舎及U議会棟 の工事に係るもの の工事に係るもの (二) (一)以外のも (二) (一)以外のも (1) 東部総合事 (1) <u>鳥取地方</u>県 鳥取地方県土 東部総合事務 務別及び八頭総 所長 土整備局及び八 整備局長 合事務所に係る 頭地方県土整備 もの <u>局</u>ご係るもの (2) 中部総合事 (2) 中部総合事 0 中部総合事務 中部総合事務 務所に係るもの 務所に係るもの 所長 虒 (3) 西部総合事 西部総合事務 (3) 西部総合事 0 西部総合事務 終所及び日野総 脈 務所及7,7日野総 虒 合事終所に係る 合事務所に係る もの もの 24~28 略 29 同規則第59条第2 29 同規則第59条第2 項 信規則第6条第 項 (同規則)第56条第 2項ごおいて準用す 2項ごおいて準用す る場合を含む。) の る場合を含む。)の 規定による請負代金 規定による請負代金 の支払 の支払 (一) 請負対象設計 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 0 金額が1億円以上 の工事に係るもの の工事ご係るもの (二) 請負対象設計 (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 金額が1億円未満 の工事に係るもの の工事に係るもの (1) 建設工事 (1) 建設工事( 係るもの 係るもの イ 営繕費に係 0 イ 営繕費に係 る本庁舎及び る本庁舎及び 議会棟の工事 議会棟の工事

取県公報 平成18年3月31日 金曜日 鳥 (号外)第54号 38 に係るもの に係るもの ロイ以外のも ロイ以外のも (イ) 東部総 東部総合事務 (イ) <u>鳥</u>取地  $\circ$ 鳥取地方県土 合事務所及 方県土整備 整備局長 び八頭総合 局及び八頭 事務所の所 地方県土整 管区域工保 備局の管轄 区域に係る (ロ) 中部総 (ロ) 中部総 中部総合事務 中部総合事務 合事終所の 所長 合事終所の 所長 所管区域。 管轄区域 係るもの 係るもの (ハ) 西部総 西部総合事務 (ハ) 西部総 西部総合事務 合事務所及 所長 合事務所及 虒 てが日野総合 び日野総合 事務所の所 事務所の管 管区域工係 轉区域に係 るもの るもの (2) 設備工事3 (2) 設備工事 係るもの 係るもの イ 請負対象設 イ 請負対象設 計金額が 計金額が 2,000万円以 2,000万円以 上の工事に係 上の工事に係 るもの るもの 口請負対象設 口請負対象設 計金額が 計金額が 2,000万円末 2,000万円末 満の工事に係 満の工事に係 るもの るもの (イ) 営繕費 (イ) 営繕費 0 に係る本庁 に係る本庁 舎及び議会 舎及び議会 棟の工事ご 棟の工事ご 係るもの 係るもの (口) (イ)以 (口) (1)以 外のもの 外のもの 鳥取地方県土 a 東部総 東部総合事務 a 鳥取地 合事務所 方県十整 所長 整備局長 備局及び 及び八頭 総合事務 八頭地方 所の所管 県土整備 区域に係 局の管轄 るもの 区域に係 るもの b 中部総 中部総合事務 b 中部総 中部総合事務 合事務所 所長 合事務所 所長 の所管区 の管轄区 域に係る 域に係る もの もの c 西部総 西部総合事務 c 西部総 0 西部総合事務 合事務所 合事務所 及び日野 及び日野 総合事務 総合事務 所の管轄 所の所管 図域に係 区域に係 るもの るもの 30 同規則第60条第2 30 同期第60条第2 項の規定による前金 項の規定による前金 払こ係る認定 払こ係る認定 (一) 営繕費に係る (一) 営繕費に係る 0 本庁舎及び議会棟 本庁舎及U議会棟 の工事に係るもの の工事に係るもの (二) (一)以外のも (二) (一)以外のも 0 0 (1) 東部総合事 (1) 鳥取地が県 0 鳥取地方県土 東部総合事務 務所及び八頭総 土整備局及び八 所長 整備局長 頭地方県土整備 区域に係るもの 局の管轄区域ご 係るもの (2) 中部総合事 (2) 中部総合事 中部総合事務 0 中部総合事務 務所の所管区域 所長 務所の管轄区域 虒 に係るもの に係るもの (3) 西部総合事 西部総合事務 (3) 西部総合事 西部総合事務 終所及び日野総 所長 終所及び日野総 所長 合事務所の所管 合事務所の管轄 区域に係るもの 区域に係るもの 31 同規則第61条第2 31 同規則第61条第2 項の規定による請負 項の規定による請負 代金の前金払 代金の前金払 (一) 請負対象設計 0 (一) 請負対象設計 0 金額が1億円以上 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 (二) 請負対象設計

平成18年3月31日 金曜日 鳥 取県公報 (号外)第54号 39 余額が1億円未満 金額が1億円未満 の工事に係るもの の工事に係るもの (1) 建設工事 (1) 建設工事ご 係るもの 係るもの イ 営繕費に係 イ 営繕費に係 0 る本庁舎及び る本庁舎及び 議会棟の工事 議会棟の工事 に係るもの に係るもの ロイ以外のも ロイ以外のも Ø (イ) 東部総 (イ) <u>鳥</u>取地 鳥取地方県土 東部総合事務 方県土整備 合事務所及 所長 整備局長 局及び八頭 び八頭総合 事務所の所 地方県土整 備局の管轄 るもの 区域に係る もの (ロ) 中部総 (ロ) 中部総 中部総合事務 中部総合事務 合事務所の 虒 合事務所の 虒 所管区域。 管轄区域 係るもの 係るもの (ハ) 西部総 西部総合事務 (ハ) 西部総 西部総合事務 合事終所及 合事終所及 所長 脈 び日野総合 び日野総合 事務所の所 事務所の管 管区域に係 轄区域に係 るもの るもの (2) 設備工事 (2) 設備工事 係るもの 係るもの イ 請負対象設 イ 請負対象設 0 計金額が 計金額が 2,000万円以 2,000万円以 上の工事に係 上の工事に係 るもの るもの 口請負対象設 口請負対象設 計金額が 計金額が 2,000万円末 2,000万円末 満の工事に係 満の工事に係 るもの (イ) 営繕費 るもの (イ) 営繕費 に係る本庁 に係る本庁 舎及び議会 舎及び議会 棟の工事ご 棟の工事ご 係るもの 係るもの (口) (イ)以 (口) (イ)以 外のもの 外のもの a 東部総 東部総合事務 a 鳥取地 鳥取地方県土 合事務所 方県土整 整備局長 所長 及び八頭 備局及び 総合事務 八頭地方 所の所管 県土整備 区域に係 局の管轄 るもの 区域ご係 b 中部総 中部総合事務 b 中部総 中部総合事務 合事終所 所長 合事終所 部長 の所管区 の管轄区 域に係る 域に係る もの もの c 西部総 西部総合事務 c 西部総 0 西部総合事務 合事務所 所長 合事務所 虒 及び日野 及び日野 総合事務 総合事務 所の管轄 所の所管 るもの るもの 32 同規則第66条第1 32 同規則第66条第1 項の規定による工事 項の規定による工事 の出来形部分等の確 の出来形部分等の確 (一) 営繕費に係る 0 (一) 営繕費に係る 本宁舎及び総会棟 本宁舎及び総会棟 の工事に係るもの の工事に係るもの (二) (一)以外のも (二) (一)以外のも (1) 東部総合事 東部総合事務 (1) <u>鳥</u>取地方県 鳥取地方県土 務所及び八頭総 所長 土整備局及び八 整備局長 合事務所に係る 頭地方県土整備 局に係るもの (2) 中部総合事 中部総合事務 (2) 中部総合事 0 中部総合事務 務所に係るもの 所長 務所に係るもの 虒 (3) 西部総合事 西部総合事務 (3) 西部総合事 西部総合事務 務所及び日野総 所長 務所及び日野総 虒 合事終所に係る 合事終所に係る

33 同規則第6条第4

もの 33 同規U第36条第4

公 報 平成18年3月31日 金曜日 鳥 取 県 (号外)第54号 40 項の規定による請負 項の規定による請負 代金の部分払 (一) 請負対象設計 代金の部分払 (一) 請負対象設計 0 金額が1億円以上の工事で係るもの 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事で係るもの の工事に係るもの (1) 建設工事 係るもの イ 営繕費に係 係るもの イ 営繕費に係 0 る本庁舎及び議会棟の工事 ろ本庁舎及び 議会棟の工事 に係るもの に係るもの ロ イ以外のも ロイ以外のも (イ) 東部総 東部総合事務 (イ) <u>鳥</u>取地 鳥取地方県土 合事務所及 び八頭総合 方県土整備 局及び八頭 <u>所長</u> 整備局長 事務所の所 地方県土整 管区域で係るもの 図域に係る もの (ロ) 中総 (ロ) 中部総 中部総合事務 中部総合事務 合事務所の 所長 合事務所の 所管区域ご 係るもの (ハ) 西部総 管轄区域 2 係るもの (ハ) 西部総 0 0 西部総合事務 西部総合事務 合事務所及 び日野総合 合事終所及 脈 虒 び日野総合 事務所の所管区域に係 事務所の管 轄区域ご係 るもの (2) 設備工事3 るもの (2) 設備工事に 係るもの イ 請負対象設 係るもの イ 請負対象設 計会額が 計会額が 2,000万円以 2,000万円以 上の工事に係 上の工事に保 るもの 口 請負対象設 るもの 口 請負対象設 計金額が 2,000万円末 2,000万円未 満の工事で係るもの (イ) 営繕費 に係る本庁 満の工事で係るもの (イ) 営繕費に係る本庁 0 舎及び端谷 舎及び総合 棟の工事ご 棟の工事ご 係るもの (ロ) (イ)以 係るもの (ロ) (イ)以 外のもの a <u>東部総</u> 外のもの a <u>鳥</u>取地 東部総合事務 鳥取地方県土 合事務所 方県土整 備局及び 及び川頭 総合事務 所の所管 八頭地方 県土整備 <u>図域</u>ご係 るもの 局の管轄 区域、保 るもの b 中部総 中部総合事務 b 中部総 中部総合事務 合事務所 合事務所 所長 所長 の所管区域に係るもの
c 西部総 の管轄区域に係るもの 0 西部総合事務 西部総合事務 合事務所 及び日野 合事務所 及び日野 総合事務所の所管 総合事務 所の管轄 区域に係るもの 区域に係るもの 34 同規則第67条第1 34 同規則第7条第1 項の規定による請負 項の規定による請負 代金の代理受領の承 代金の代理受領の承 ··-(一) 請負対象設計 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 金額が1億円以上 の工事に係るもの の工事に係るもの (二) 請負対象設計 (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 金額が1億円未満 の工事に係るもの(1) 建設工事に の工事に係るもの (1) 建設工事 係るもの 係るもの イ 営繕費に係 る本庁舎及び イ 営繕費に係 0 る本庁舎及び 議会棟の工事 議会棟の工事 に係るもの に係るもの ロイ以外のも ロイ以外のも (イ) 東部総 東部総合事務 (イ) <u>鳥</u>取地 鳥取地方県土 方県土整備局及び八頭 合事務所及 所長 整備局長 び八頭総合 地方県土整 管区域で係 備局の管轄 るもの 区域に係る